



変化する社会の謙虚な司法政策起業家・周布公平の生涯(3・完): 「周布政之助氏事蹟」、「周布公平ノ記」の紹介を中心に

小野, 博司

ヴァンオーヴェルベーク, デイミトリ

(Citation)

神戸法學雑誌, 73(2):31-79

(Issue Date)

2023-09-29

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD01)

<https://doi.org/10.24546/0100483358>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100483358>



神戸法学雑誌第七十三巻第二号二〇二三年九月

変化する社会の謙虚な司法政策起業家・ 周布公平の生涯（3・完）

—「周布政之助氏事蹟」、「周布公平ノ記」の
紹介を中心に—

小野博司＝ディミトリ・ヴァンオーヴェルベーク

目次

1. 解説

- (1) 謙虚な司法政策起業家・周布公平
- (2) 資料について

2. 「周布政之助氏事蹟」

3. 「周布公平ノ記」

- (1) 出生、6歳、11・2歳
- (2) 13歳（浅田土着の件）
- (3) 山口移転
- (4) 山口講習堂入校
- (5) 馬関攘夷の事
- (6) 政之助翁、山内容堂公罵言の事（大森事件）
- (7) 一後日譚：容堂公と公平氏
- (8) 家督相続（①児玉留槌の事、②繁澤家の事）
- (9) 政之助翁の相続と、母の事

- (10) 四境戦争 * 鎖帷子の事 （以上、第72巻第4号）
- (11) 神戸遊学
- (12) 横浜遊学（幼年学校入学）
- (13) 大村益次郎の死
- (14) 幼年学校・大坂城移転・退学
- (15) 再び横浜遊学の事
- (16) 留学（①米国、②英国、③ベルギー・ブラッセル着）
- (17) 帰国（明治8年）
- (18) 司法権小丞拝命（8・5・30）
- (19) 司法権小丞罷免（12月）
- (20) 法制局御用係（11年夏）—法律・制度の調査・制定
- (21) 巡察使関口隆吉に随行の事
- (22) ブラッセル万国商法会議（明18）
- (23) 伊太利公使参事官（明20）
- (24) 母、中風のため帰国
- (25) 山県内閣書記官長
- (26) 帝国議会開設準備之事
- (27) 第1回議会
- (28) 商法のこと
- (29) 陸海軍愛知大演習
- (30) 井上毅（法制局長官）慰留のこと
- (31) 腸チブスに罹る
- (32) 貴族院議員拝命
- (33) 大津事件のこと

附 ベルギー外務省文書館所蔵周布公平留学関係資料（以上、第73巻第1号）

- (34) 県庁改築のこと
- (35) 明治二五年大洪水復旧工事のこと
- (36) 明治二四年播州海岸復旧工事のこと

- (37) 日清戦役一丁汝昌のこと
 - (38) 赤十字のこと
 - (39) 神社昇格のこと
 - (40) 政党のこと
 - (41) 教育のこと
 - (42) 農事のこと
 - (43) 神戸築港のこと
 - (44) 湊川附替のこと
 - (45) 神戸運河のこと
 - (46) 行政裁判所長官（明治30～31）
 - (47) 神奈川県知事拝命（明治33・6・16）
 - (48) 三方策：①横浜市域の拡張②港湾改良③内外人クラブ
 - (49) 負担割合のこと（県会・郡市）
 - (50) 学校建設
 - (51) 国府津地方津波のこと
 - (52) 漁業・殖林・菓樹・家禽
 - (53) 観光開発・御用邸のこと
4. 周布公平年表（以上、本号）

本稿では、前回に引き続き、神奈川県立図書館及び国立国会図書館憲政資料室に所蔵されている「周布公平ノ記」を翻刻する。判読不明部分は□とし、闕字は省略した。

今回紹介するのは明治24年から明治39年まで、すなわち、兵庫県知事時代（明治24-30年）、行政裁判所長官時代（明治30-31年）、神奈川県知事時代（明治33-39年）である。公平は兵庫県知事に任命されたとき「二三年地方ノ事情ヲ知り居ツタナラハ東京ニ帰ル積リ」で、将来的には中央政界で活躍することを望んでいたが、「屢々其機会ヲ失」ったため、「閑散ノ役所」であった行政裁

判所の長官に就くことになった。彼が神奈川県知事就任を「快諾シタノハ」、青年時代にフランス語を学んだ「慣染ノ土地」だったこともあるが、行政裁判所のような「誠ニ退屈ナル仕事デ（中略）乾イタ趣味ノナイ仕事」ではなく「行政官ノ如キ活動ヲシテ面面味ノアル仕事」を望んだためである。神奈川県知事を辞職するのは明治45年1月に枢密顧問官に任ぜられたときで、結局当初の望みを果たせず、地方官としてそのキャリアを終えることになった。

（34）県庁改築のこと

明治廿四年六月二兵庫県知事林董氏カ外務次官ニ転任セラレテ其後任ヲ私カ拝受シタニ依ツテ、東京ヨリ林ト同行シテ郵船会社ノ飛脚船ニ乗ツテ神戸ニ赴任ヲ致シタ。数百ノ官民出迎者カ税関波止場ニ歡迎ヲ致シテ呉レタ。事務ノ引継モ滞リナク済ンテ日々県庁ニ出頭ヲシテ自分ニハ直接ニ経験ノナキ地方行政ヲ司ルコトニナツタ。

〔北長狭通4丁目〕⁽²¹⁴⁾
 県庁ハ下山手道ニアツテ以前和蘭領事〔コルトハルス〕ノ住居シテ居ツタ家デ、之ヲ借受ケテ〔明治6年に〕修繕ヲシテ充テタノタカラ、頗ル構造カ粗末デ間取モ狭隘デアツタ。⁽²¹⁵⁾ 玄関ヲ上カルト直クニ左側ニ応接所カアツテ其隣ハ知事ノ居ル所ト云フ様ナ訳デ、土木課ノ如キハ仮小屋ヲ建増シテ事務ヲ執ツテ居ツタ様ナコトテアル。

第一ニ脳裡ニ浮ンタノハ県庁改築ト云フコトデアツタ。林ノ官邸ヲ引払フマテ暫時ノ間、諏訪山ニ伊藤候^{〔侯〕}ノ別荘カアツタ。之ハ伊藤候^{〔侯〕}ノ息子勇吉^{ムスコ}〔のち博邦〕氏カ病氣テ欧羅巴カラ帰ツタ時ニ保養ノ為メニ建テラレタノテアル。其レハ極見晴シノ良キ所テ小サイ所テアルケレトモ立派テアルカラ、之ヲ借りテ住居シテ向ヒノ中常盤ト云フ料理店カラ毎日食物ヲ取寄セタ。間モナク官邸ニ引移ツタガ、官邸ハ下山手通ニアツテ二十年頃新築ニナツタモノテアル。内海〔忠勝〕知事ノ時ニ計画ヲシテ林知事ノ時ニ出来上カツタノダガ、余リ広クハナ

（214）福永惟精『兵庫縣市町村名称区域及役所役場位置 附 諸官衙並銀行所在地名』福永商店（1889）74頁。

（215）兵庫県史編集委員会編『兵庫県百年史』兵庫県（1967）312頁（木南弘執筆）。

イケレトモ間取ノ都合モ好シ眺望モ好シ、先ツ官邸トシテハ住ヒ好キ建物テアル。地坪ハ五百坪ヲ限リテ政府カ購入セラレタモノテアル。

元来各府県知事ノ官舎ハ孰レノ地方モ必要テアルケレトモ、経済ノ都合ニ依ツテ此以前ヨリ漸次ニ新築ヲスル方針デアツタカ、先以テ開港場三府等ヨリ始めラレタノデアツタ。当時ハ神戸ノ如キ官邸アル府県ハ少ナカッタ。

県庁改築ノコトハ二十年頃ニ内海知事ガ一度予算案ヲ県会ニ附シタカ否決トナツタノデアル。⁽²¹⁶⁾

林知事ノ在任ハ〔明治22年12月から24年6月までの〕一年半計リニ過キナカッタカラ改築案ヲ提出セラレナカッタ。

議員ノ意向ヲ見定メタ上テナクテハ予算ヲ提出シテモ通過ガ覚束ナイカラ、追々議員等ノ意向ヲ叩キ彼等ヲシテ県庁改築ノ必要ヲ知ラシメルコトニ努メタ。之カ為メニハ修繕ヲ儉約ヲ致シテ成ルヘク不自由ヲ忍ンテ粗末ナル建物ニ甘ンジテ居ツタ。

サウスルト議員間カラ追々県庁改築論ヲ提出シテどうかト云フコトヲ申入レル様ニナツタ、ガ、尚ホ暫ノ間之ヲ拒絶シテ置イテ遂ニ廿八年ノ暮ノ県会ニ予算ヲ提出シタ。⁽⁶⁾

私ノ考ハ日本開港場ノ美観トナルヘキ県庁ヲ建築シタイ。若シモ予算カ許サナカッタナラハ本館ノ建物ナリトモ石造煉瓦造リニシテ丈夫ナル建築ヲ致シテ置イテ、他ノ部分ハ仮建築ニ致シ大イニ本館ニ相当スル丈ケノ宏大ナル建築ヲシテ完備ナラシムル積リデアツタ。

最モ困ツタノハ建築技師デアツテ遂ニ其人ヲ得ラレナカッタ。当時建築技師、殊ニ博士ハ全国ニ僅カニ数名デアツタ。其他ハ東京ニ居ツテ、神戸、大坂地方ニアルモノハ大坂ニ〔工学博士・非職文部技師〕山口〔半六〕ト云ヘル古ルキ工学博士カアル。此人ハ建築ノ学問ヲシテ居ツタ。廃官テハアツタケレトモ特ニ県庁ニ山口博士ヲ招イテ、私ノ建築図案ヲ話シテ官房、応接間、其他各課ノ取入レ等ノ私ノ考ヲ詳細示シテ建築事業ノコトヲ嘱託致シタ。

(216) 同上312頁（木南弘執筆）。

同氏ハ苦心ノ結果設計カ出来上カツテ、其価格ハ二十八万円程ノ予算トナツタ。県庁ノ式地カ少シク狭隘ニ失スル憂カアルカラ、県庁ノ裡〔下山手通五丁目〕⁽²¹⁷⁾ニ師範学校ノ式地カアツテ余程広キ場所カアルニ依ツテ此所ノ学校ヲ外ニ移シテ県庁ヲ建築シヨウト云フ考モ起シテ見タガ、位地ノ善イコトハ県庁従来ノ式地カ良イニ依ツテ、二階建ニシテ庭ヲ充分取ラナカタナラハ間ニ合オウト云フ考デ遂ニ元ノ式地ニ建築ヲスルコトニナツタ。

県会議事堂丈ケハ裏手ノ師範学校式地ノ角ニ警察本部カアツタガ、警察本部ヲ県庁ニ入レ師範学校式地ノ角ノ所ニ県会議事堂ヲ建ツル積リテアツタ。議事堂ノコトハ第二ノ計画ヲ先ツ二十八年暮ニ県庁改築案ヲ拵ヘタ。県議員モ大抵通過ノ見込テアツタケレトモ、自由党派ノ議員カ早ク之ニ賛成ヲ表シタ為メニ進歩派ノ議員ガ少シク嫉妬ヲ起シテ反対ノ模様カ現ハレタ。

兵庫県会ハ市部、郡部ニ分レテ居ツテ、郡ニ有ツテハ自由進歩兩派カ稍々数カ匹敵シテ居ルカ、市ニ有ツテハ自由派ノ者ヨリ進歩派ノ者カ居カツタ、^[6]デ、市ハ無論賛成ヲスヘキデアルカラ市ノ議員カ郡ノ自由派ニ合同スレハ多数ニナルノデアル、^[6]ガ、市ニモ進歩派ノ者カアル故ニ郡ノ進歩派ガ反対ヲスルナラ、市ノ議員ト分離ヲスルト云フ様ナ訳デアツタ。

デ、斯ク多数^[6]少数カ混^{トシ}トシテアツタケレトモ県庁改築案ハ一般ノ議員カ賛成デアツタ、ガ、随分多額ノ金ヲ要スルコトテアルカラシテ此議會ニ於イテ即決スルト云フコトモ議員トシテ人民ニ対シ輕卒ノ嫌ヒアルニ依ツテ、臨時県会ヲ更ニ開イテモ宜シイカラ此県会丈ケハ県庁案ノ議決ヲ延期スルト云フコトニ致シタイト云フコトヲ議長、其他重モナル者ヨリ懇談ヲ受ケタ。そんなラ其レテ宜シイト云フコトニ致シテ其県会ハ終ツテ臨時県会ヲ開ク積リテアツタガ、三十年四月ニ非職ヲ命セラレタカラ其俟後任者ノ大森〔鐘一〕知事ニ案ヲ引継イダ。

大森知事ハ私ノ案ヲ再調シテ其後〔明治30年11月〕県会ヲ通過セシメテ改築ヲ始メ、四年間ノ継続事業ト致シタ為メニ、服部〔一三〕知事ノ時代ニナツテ〔明治35

〔217〕兵庫県教育史編集委員会編『兵庫県教育史』兵庫県教育委員会（1963）80頁。

年5月⁽²¹⁸⁾ 新築落成ヲ致シテ廿四年ニ開庁式ヲ執行セラレタ。此時ハ東京ヨリ内海内務大臣モ参ラレ、私モ昔ノ関係カラシテ出張ヲシタ。構造ハ頗ル堅牢ニシテ美麗ナルモノデアル。⁽²¹⁹⁾

私ノ最初ノ目的ハ全然貫徹ヲシタノテ喜ハシキコトテアル。設計モ私ノ案ト間取等ニ至ルマテ違ハナカツタ。只県会議事堂ヲ県庁ノ建物ノ内ニ含蓄シテ設計セラレタ丈ケ異ツテ居ル。成程便利ハ其方が宜シイガ之カ為メニ全般ニ多少ノ狭隘ヲ感スルト云フコトハ免レヌノテアル。

兵庫県庁ハ内海知事ハ発案ヲサレタケレトモ其設計ハ私ハ見タコトハ無イ。県庁ニナカツタ。設計ハ全ク私ノ意デ山口博士ニ致サセタノテアル。其レニ大森知事ハ多少ノ改正ヲ加ヘテ県会ヲ通過サセテ建築ヲ始メ、服部知事ノ時代ニ落成ヲシタノテアル。其効果ニ浴スルコトニ至ツテハ服部知事ヲ以テ醵矢ト致シタ。⁽²²⁰⁾

(35) 明治二五年大洪水復旧工事のこと

二十五年ニ兵庫、岡山、徳島地方ニ大洪水カアツテ、堤防復旧工事ニ多額ノ費用ヲ要スル為メニ政府ニ請願ヲ致シテ百二三十万円国庫ノ補助ヲ貰ウコトニナツタ。県費モ六七万円ノ金額ヲ負担シテ百万円以上ノ工事ヲ致シタ。兵庫県ニハ大井川、天龍川ノ如キ大河ハナイケレトモ、馬入、酒匂等ヨリ大キナル河ハ三ツ四ツアル。其レハ有馬地方ヨリ流出ツル^(武庫川)川、丹波地方ヨリ流出ル加古川、播州ノ^(揖保)イボ川、生野地方ヨリ流出ル市川、赤穂川、但馬ノ方ガ神通川、斯ク大小ノ河川頗ル多クテ平素治水堤防費ガ仲々掛カルノテアルガ、廿五年ノ洪水ハ山嶽崩壊ヨリ起ツタ場所カ多クテ、随ツテ山間僻地ノ溪流、小河ニ於テ復旧工事が非常ニ掛カツタ。他ニ類ノ無イ損害ヲ受ケテ困ツタモノハ、加古川ノ疎

(218) 兵庫県史編集委員会編・前掲注 (215) 312頁 (木南弘執筆)。

(219) 新庁舎は、「フランス式ルネッサンス洋式の二階建煉瓦造りで、建坪は七〇一坪余(約二三二平方メートル)、その重厚なスタイルは兵庫県のシンボルとして異彩を放った」(同上312頁 (木南弘執筆))。

水工事ヲ〔明治24年4月〕⁽²²⁰⁾漸ク村費デ拵へ上ケタ場 所 ガアツタ。其カ全ク崩壊ヲシタ。其疎水工事ハ^{〔ママ〕}淡内川ヨリ水ヲ引イテ五百幾十間ノとんねるヲ通シタ。之カ為メニ数百町歩ノ新田カ開ケタノテアル。此疎水道ガ全ク潰フレテ再築ノ見込カナクナツタ。其レヲ第一村費ノ負担ヲ定メ、第二県ノ補助ヲ定メテ其足ラサル所ヲ国庫ノ補助ヲ受ケルコトニ心配ヲ致シタ。其総額ハ十八万円程掛カツタ。そうシテ其大部分ハ国庫ノ補助テアツタ。

此疎水ノ線路ニ深サ百数十間ノ谷カアツテ、此谷ノ向フニ渡サナケレハナラムノテ技師ノ苦心計画ニ依ツテ始メテ鉄管ヲ用ヒテ谷底ニ水ヲ引イテ谷底カラ更ニ之上ニ推上ケルコトニナツタガ、其鉄ハ英吉利ニ注文シテ英吉利カラ取寄セテ兵庫県ニ於イテ其管ヲ組合セテ引カシタノテアル。其工事ノ結果ハ至極宜シク、当時ノ工事トシテハとんねるト云へ、鉄管ト云へ、世間ニ稀ナル工事テアツタガ、〔明治27年5月〕⁽²²¹⁾首尾能ク成功ヲ致シテ永遠水害ヲ免カレ数百町歩ノ荒蕪地カ開ケテ土地ノ人民ハ非常ナル幸福ヲ受ケ、又国家ノ利源ヲ増殖スルコトニナツタ。

今一ツノ工事ハ赤穂ノ城下ニ赤穂川ト云フ川カ流レテ、海岸ヨリ十数町上ノ所デ此川ヲ堰止メテ亀ノ甲^{〔千種〕}〔井堰〕ト云ヘル石畳ヲシテ旧藩ノ頃古ニ拵ヘタノテアル。其目的ハ赤穂川ノ此亀ノ甲〔井堰〕ヨリ右ニ曲ケシメテ赤穂ノ城下ノ水ヲ通スコトノミテアル。此亀ノ甲〔井堰〕ノ為メニ川上ノ数ヶ村ノ田面カ多ク出水ノ時機ニハ水ニ浸サレテ取ラレヘキ収穫モ取ラレナイカラ、人民ハ非常ニ此事ヲ従来苦ニシテ居ツタ。今回ノ復旧工事ヲ利用シテ此亀ノ甲〔井堰〕ヲ取払ツテ水流ヲ古ノ天然ノ線路ニ復シテ上流ニ添フタル田面ノ収穫ヲ増加スルコトヲ計ツタ。〔明治27年3月〕⁽²²²⁾此工事ハ見事ニ出来上ツテ其後年々幾百石ノ米穀ヲ増収スルコトニナツタ。是亦地方人民ノ大ヒナル仕合デアル。此経費ハ十二万円程掛

(220) 加古川市史編さん専門委員編『加古川市史 第3巻 本編Ⅲ』兵庫県加古川市（2000）358頁（森本眞一執筆）。

(221) 同上358頁（森本眞一執筆）。

(222) 赤穂市史編さん専門委員編『赤穂市史 第3巻』兵庫県赤穂市（1985）266頁（西畑俊昭執筆）。

ツタカ、是亦第一町村費、第二県費、第三国庫ノ補助ヨリ成立ツタ。赤穂町ヲ通過シテ□ツタ川式ハ不用トナツタニヨツテ、町村ニ無代テ交附ヲ致シタ。

廿五年大水害ニ付イテ政府ノ補助ノ方針ハ総ヘテ旧態ニ復スルト云フコトノ目的テセラレタケレトモ、旧態ニ復スヘカラサル場所柄ハ特ニ改修ヲシテ宜シイト云フ取除カアツタ。^{〔ママ〕}^{〔千種〕}淡内川、赤穂川ノ如キハ害ヲ転シテ幸トナス。目的ヲ永久ニ堅牢ナル工事ヲ施シタノテアル。

之ニ付イテハ当時ノ井上^{〔署〕}〔馨〕内務大臣、古市^{〔公威〕}〔公〕土木局長、沖野應助^{〔忠雄〕}監督者技師等ノ尽力厚意ハ永遠ニ記憶セラルヘキコトデアル、後年古市博士ガ屡々話シタコトカアル。長ク内務省ノ土木工事ヲ務メテ居ル間ニ国庫ノ補助ヲ数百万円土木工事ニ出サレタケレトモ、何時デモ復旧ニ過キナイノテアツテ新タニ国家ノ利益ヲ起スト云フ事業ハ^{〔ママ〕}^{〔千種〕}淡内川疎水工事、赤穂川亀ノ甲^{〔井堰〕}切抜ノ外ハナカツタ。実ニ此工事ハ土木局長トシテモ追懷シテ心ニ愉快ヲ感スルコトテアルト云ツタ。如何ニモ其通りデアル。

当時地方ノ郡村吏有志者カ紀念ノ為メニ石碑ヲ建テルト云ヘ居ツタカ其後どうナツタカ、多分其俣ニ其コトハ消滅シタンデアラウ。

当時郡長ハ^{〔赤穂〕}吉野郡ハ原田千之介、加古郡ハ^{〔光〕}阿部孝忠デアツタ。兩人共私カ東京カラ赴任ノ当時県庁ノ属官ニ採用シテ翌年郡長ニ推薦ヲシタノテアル。今尚ホ阿部ハ^{〔武庫〕}^{ムコ}郡長デアツテ、原田ハ当県鎌倉郡長デアル。

其翌年ニ於テモ亦大水害カアツテ其水害地方ハ前年ノ場所トハ多クハ異ツタ所テアツタ故ニ、充分ニ県カラ金ヲ出シテ改修工事ヲ施シテ多分ニ国庫ノ補助ヲ請求スルニ及ハナカツタ。併シ幾分か国庫ノ補助ヲ受ケタ様ニ思フ。

(36) 明治ニ四年播州海岸復旧工事のこと

其前ニ遡ツテ赴任ノ歳二十四年ノ播州地方海嘯カアツテ、高砂港、飾磨港、其他各小港海岸ノ新開地ノ堤防等ヲ取ラシタコトカアル。従来海岸ノ工事ハ町村ノ負担ノミテ県費ヨリ補助シタコトハ無ツタ。始メテ県費ノ特別補助ヲ以テ復旧工事ヲ致シタノテアル。之カ為メニ高砂カラ飾磨辺ノ海岸一体ノ堤防カ堅牢ニナツテ、人民ハ非常ニ喜ンテ居ルコトデアル。

二十四、二十五、二十六ト三年ノ水害ニ依ツテ、兵庫県ノ河川、海岸ノ堤防ハ殆ト全部堅牢ニ改築修繕ヲ致シタモノテアルカラ、其後ハ水害モ極メテ少クナツタト云フコトヲ承ツタ。

尚ホ水害ノ予防ハ山崩ヲ止メルコトカ必要テアルカラ、砂防工事ヲ始メタ。有馬ノ六甲山ハ殆ト突兀テ砂ヲ流スコト非常ナルモノテアルカラ、先ツ其地方ニ砂防工事ヲ試ムルコトニ致シタ。^{〔武庫〕}アコ^{〔ママ〕}川、神川ノ地ヲトシテ砂防工事ヲ始メタ。先ツ僅カナル仕事ヲ始メテ段々ニ拡張スル計画テアツタカ、今日ハ如何ニナツテ居ルカ。定メテ所々ニ砂防工事ヲ施シテアルテアラウト思フ。

其砂防工事ハ小松ヲ植付ケテ之ヲ成長セシメルノデアル。

（37）日清戦役一丁汝昌のこと

〔明治^{〔明治24年5月〕}〕廿七年ニ日清戦争カ起ツタ。其以前廿五年テアツタカ或ハ廿四年カ、支那ノ〔北洋艦隊提督〕丁汝昌カ定遠ヲ旗艦トシテ、鎮遠、濟遠、来遠等、五六艘ヨリ成リタル艦隊ヲ率ヒテ日本ヲ訪問致シタ。^{〔223〕}〔明治24年7月〕^{〔224〕}長崎ヨリ神戸ニ来ツタ時ニ始メテ支那ノ艦隊ニ出会ツタニ依ツテ、丁汝昌ト会見ヲシテ軍艦ヲ見物シ、知事ノ官邸ニ司令長官其他ノ士官ヲ招待シ晚餐ヲ饗シタリ。誠ニ親密ヲ談シタコトカアル。^{〔経方〕}東京ヨリハ李鴻章ノ養子李 某^{〔駐日〕}モ公使トシテ神戸迄来タニ依ツテ、是等ト晚餐ヲ興ニシテ愉快ヲ尽シタコトカアル。一日丁汝昌ヲ私ノ邸ノ遊園ニ案内ヲシテ釣針デ魚ヲ釣ツテ興ニ半日ノ楽ヲ致シタ。丁汝昌ノ竿ニ一向肴カ掛ラナカツタカラ大イニ笑ツテ、其鉾ヲ以テ鰐ヲ衝イテ大イニ悦シタコトカアル。之ガ因縁トナツテ支那ニ帰ツテ後、有地〔品之允〕海軍中將カ帝国艦隊ヲ率ヒテ答札ニ支那ニ航海ヲサレタ時ニ、威海衛ニ於イテ青^{〔地〕}ノ二尺五寸計リノ広キ花瓶ヲ有地中將ニ託シテ丁汝昌ヨリ私ニ贈ラレタ。^{〔225〕}之ニ添フルニ自分ノ写真ヲ以テセラレタ。今尚ホ紀念トシテ私カ保存シテ居ル。

支那艦隊ノ日本ニ来タ時ハ誠ニ人目ヲ驚カシタ。帝国ノ海軍思想ヲ一層喚起

〔223〕 威俊傑編『丁汝昌年譜』山東大学出版社（2016）145頁。

〔224〕 「神戸発」読売新聞（1891年7月21日付）。

〔225〕 「丁提督花瓶を周布知事に贈る」読売新聞（1891年9月6日付）。

セシメタルテアル。^{〔。〕}ガ、二十七八年ノ〔日清〕戦争ニ於イテ支那艦隊ハ威海衛ニ於イテ我艦隊ノ撃破スル所トナリ、威海衛ニ^{チツ}蟄伏シテ定遠ハ撃沈セラレ、〔光緒21年1月（1895年2月）〕^{〔226〕}丁汝昌ハ阿片ヲ呑ンテ自殺ヲ致シタ。誠ニ丁汝昌ノ人ト成リヲ追想シテ感愴ニ堪ヘナイ次第テアル。

黄海ノ戦済ンテ〔連合艦隊司令長官〕伊東〔祐亨〕海軍中将ハ司令官トシテ難波ニ坐乗セラレ、高千穂、其他ノ諸艦ヲ率ヒテ神戸ニ寄港セラレタ。^{〔227〕}^{〔浪連〕}ナニワ、高千穂ハ始メテ英吉利テ新造セラレテ日本ニ参ツタノテアル。

三十三珊ノ大砲カ備附ケラレテアツタ。之ヲ試験スル為メニ淡路ノ国由良ノ砲台ニ向ツテ射撃ヲ試ミラレタ時ニ^{〔浪連〕}ナニワニ乗ルコトヲ許ルサレテ私モ見分致シタ。二十三珊ノ大砲カ三発アツテ二発台場ニ命中シタカラ、黒烟ヲ捲上ケテ^{スサ}マシキ有様テアツタ。併シ台場モ後ニ実見スル所ニ依ルト、多少ハ崩壊ハ致スニハ崩壊致シテ居ツタケレトモ仲々一発ニ発デ台場ノ用ヲ為サナイト云フ様ナ訳ニ行カナイ。其軍隊ト大砲ハ其レカラ引続イテ黄海ニ於イテ支那ノ艦隊ヲ撃破シタノテアル。

〔38〕 赤十字のこと

日清戦争中ハ大坂以東ヨリ発送スル所ノ師団旅団等悉ク神戸ニ数時間休憩ヲスルコトニナツタニ依ツテ、^{〔湊川神社〕}楠公社内ニ於イテ士官以上ハ有志者又ハ赤十字社カラシテ西洋料理ヲ供スルコトニシテ、兵卒ニハ色々ノ贈物ヲスルコトニシタ。特ニ旅団長、師団長ニハ楠公社ノ事務室ニ招待シテ鄭重ニ休息セシメタ。其軍隊ニ対スル送迎ハ昼夜幾回トナク神戸ノすてーしょんに出張ヲシテ其労ヲ厭ハナカツタ。赤十字社ノ役員及ヒ特ニ婦人社員等モ非常ニ勉強ヲセラレタ。^{〔26〕}^{〔228〕}今回ノ日露戦争ノ時赤十字社ノコトニ付イテ記憶ヲ述フレハ、二十五年ニ佐野〔常民〕伯爵ハ赤十字社長トシテ九州ニ社員勧誘ノ為メニ降り神戸ノ宿屋ニ於

〔226〕 威編・前掲注（223）292頁。

〔227〕 「伊東海軍中将」東京朝日新聞（1895年5月18日付）。

〔228〕 本間楽寛『佐野常民伝—海軍の先覚・日本赤十字社の父—』時代社（1943）「佐野常民伯年譜」9頁。

イテ面会ヲシタ。赤十字社ヲ拡張スルニ付イテ九州ニ降ルノテアルガ、とうか全国ニ於テ人口百人ニ付キ一人ノ社員ヲ得、四千万人ニ対シ四十万人位ノ社員ヲ得タイト云フコトヲ云ハレタルニ依ツテ、私ハ、社長閣下ノ御望ハ誠ニ少ナイ、私ハ百人ニ^{〔1字アケ〕}一人ノ割ニハ御募リニナルコトハ容易テアルト建議ヲ致シタ。そうデアルカト云フテ特ニ私ノ望ニ驚カレタ様テアツタ。

私ハ其見込ヲ以テ兵庫県ニ於イテ募ツテ差上ケ様ト云フコト、其見込ヲ以テ赤十字ノ社員ヲ募集スルコトノ計画ヲ立テタカ、当時僅カニ兵庫県ハ千人内外ノ社員デアツテ、大島^{〔邦太郎〕}ト云ヘル参事官カアツテ会計ヲ監督致シテ居ツタカ^{〔1700〕}二百円程ノ金ヲ私消致シタコトカ現ハレタ。^{〔229〕}斯ク内部カ不整理テアツテハ会員募集ニ余程妨ケニナルニ依ツテ、内部ヲ整理セ子ハナラヌト云フ考ヘヨリ其金ヲ納メサセル手段ヲ取ツタケレトモ、大島ハ納メス、其大島ノ実ノ兄ニ岩尾三郎ト云フモノカ此頃迄知事ヲシテ居ツタカ、幾干談判ヲシテモ千円余リノ金ヲ出サナイノテ余儀ナク告訴シテ刑事ノ罪人トシタノテアル。

是ヨリ兵庫県支部ハ会計ヲ整理シ、熱心会員募集ニ尽力ヲ致シテ各郡ヲ遊説シテ廻ハツタ所カ続々社員ハ増加致シタ。

^{〔27年5月〕}^{〔230〕}二十六年テアツタカ、^{〔231〕}〔陸軍大将・近衛師団長〕小松宮〔彰仁親王〕総裁殿下ヲ御招待申シテ神戸ノ師範学校運動場ニ於イテ〔兵庫支部第一回社員〕総会ヲ開ヒタ。其時二千五百人計リニ達シテ居ツタ。伊東海軍中將モ艦隊ヲ率ヒテ神戸ニ来合ハセテ居ツタカラ、其総会ニ出席ヲセラレタ。殿下ハ非常ニ御悦ビ遊ハシテ、尚ホ奮発勉勵ヲスル様ニト御沙汰テアツテ其後続々ト入会者カ殖ヘテ一万有余ニナツタ。全国ニ於イテ人口ノ比例カラスルト云フト兵庫県ハ一番上位ニ位スルヨリ、赤十字社本社ハ大イニ喜ンテ〔明治27年12月〕私ヲ有功社員ニ推薦シテ総裁殿下カラ有功章ヲ賜ハツタ。各府県知事テ赤十字社ノ有功章ヲ戴ヒタノハ私^{〔と〕}北海道庁長官ノ北垣国道、宮城県知事ノ勝間田^{〔晴〕}ハ^{〔間田〕}嫡矢デアル。或ハ勝^{〔宮城〕}又^{〔稔〕}愛媛県

(229) 「元兵庫県参事官大島邦太郎の裁判」読売新聞（1893年5月25日付）。

(230) 日本赤十字社兵庫県支部支部百年誌編集委員会編『ひょうごの赤十字百年』日本赤十字社兵庫県支部（1991）537頁。

(231) 『日本赤十字社史稿』日本赤十字社（1911）附録48頁。

知事カ私ヨリ前デアツタカ後デアツタカ凡ソ同時ニ有功章ヲ貰フタカ、私ノ方ハ前デアツタと思フ。

其後地方官会議カアツテ陛下ノ御陪食ヲ仰附ラレタ時ニ有功章ノ略章ヲ附ケテ出タラハ、待合室ニ於イテ籠手田〔安定〕新潟県知事カ有功章ノ略章ヲ見テ不思議ニ思ツテ之ハ如何ナル勲章ナリヤト質問ヲシタコトガアツタノテ、当時尚ホ赤十字社ノ発達カ今日ニ比較スレハ余程幼稚デアツタト云フコトガ分カル。

其後日清戦争デ赤十字社ノ必要ヲ感シタモノカラ続々ト各地方ニ社員増加シテ遂ニハ兵庫県ヲ凌ク地方モ出来タケレトモ、最初率先ヲシテ社員ヲ募ツタノハ今述ヘタ如ク兵庫県テアル。其確乎タル数ハ今分ラヌケレトモ、全国テーニヲ争フ所ノ社員ノ数テアル。

赤十字支部ノ事務所ノ如キ今テハ各地方少ナカラヌケレトモ、其当時ハ事務所杯ハ無カツタノテアルカ、県庁ト知事官邸トノ中間〔神戸市下山手通5丁目4番地⁽²³²⁾〕ニ雇外国人ノ西洋館カアツテ、〔明治29年5月〕之ヲ一万千円計リニ〔支部資金で〕買取ツテ事務所ニ充テタ。私カ非職ノ後ニ後任者及ヒ書記官等ハ斯様ナル不用ナル建物ヲ買フテ無益ノ金ヲ費スト云ツテ悪口ヲついたそうタガ、今日ニナツテハ先見ノ明ニ服シタラウト思フ。

赤十字ノ裁判ノ訴訟ノ事ハ——前ニ述ヘタ告訴ニ付イテハ栗谷専蔵ト云フモノガ會計ヲ担任シテ大キニ働イタガ、支部ノ幹事ニハ飾磨郡長野口可輔ヲ推薦シテ置イタ。可輔ハ今尚ホ神戸ノ幹事トシテ勤続シテ居ル。

日清戦争中ニ篤志看護婦人ノ養成ヲ致シテ此会長ニ私ノ家内カナツテ働イタ⁽²³³⁾。其外ニ婦人奉公会ヲ起シテ婦人ノ親睦ヲ厚フシ、且ツ軍隊ノ送迎其他婦人ノ為スヘキ義務ヲ尽シタニ依ツテ家内ハ赤十字ノ特別社員ニ推薦セラレタ。日清戦争ノ後婦人奉公会ハ解散ハシタケレトモ名称ヲ婦人会ト号シテ今尚ホ存続シテ仲々盛ナル婦人団体テアル^{〔6〕}、デ、其解散当時從來ノ始末ヲ附ケヌカラ書類ヲ私ノ家内カ預カツテ今尚ホ存シテ居ル。

(232) 日本赤十字社兵庫県支部支部百年誌編集委員会編・前掲注 (230) 18頁。

(233) 同上51頁。

（39）神社昇格のこと

神戸在職中ニ官幣社県社等ノ御昇格ノコトハ氏子ヨリ屢々申出テタコトテアツテ、私ノ神社ノコトニ付テハ最モ精神ヲ籠メテ世話ヲ主義テアルカラ其至当ト認メルモノハ内務大臣ニ伝達ヲシテ尽力ヲ致シ昇格ニナツタ所ノ者モ多々アリマスカ、就中重モナルモノハ廿九年⁽²³⁴⁾〔10月〕ニ生田神社、⁽²³⁵⁾〔12月〕長田神社カ官幣小社ヨリ中社ニ御昇格ニナリ、〔明治30年3月〕⁽²³⁶⁾ ^(垂水)タルミ海神社ノ官幣小社ヲ官幣中社ニ昇格ヲセラレタノデアル。是等ノ神社ニハ昇格勅使トシテ私カ参向ヲ致シタ。日清戦争ノ後ニ三社昇格ニ相成ツタニ依ツテ、日露戦争ノ後ニ又御昇格ノコトヲ兵庫県ヨリ経テ神社ノ宮司ヨリ其筋ニ請願ヲ致シタ。私モ多少尽力ヲシテ見タカ、此頃詮議ニ及ヒ難イト云フコトテ許可セラレナカツタ趣デアル。

〔明治27年6月〕⁽²³⁷⁾淡路〔河上神社〕ニ於イテモ、⁽²³⁸⁾丹波ニ於イテモ郷社カラ県社ニナラレテ昇格ヲシタ神様モアツタ。

（40）政党のこと

兵庫県ハ全国中ノ大県テアツテ、^(磨)播磨^(川辺郡以西の5郡)全国、摂津ノ全部、淡路島全体、但馬ノ国全体、丹波ノ国〔氷上郡、多紀郡〕二郡ヲ以テ成立ツテ居ル。郡役所ノ数ハ廿五デアツテ警察ノ数ハ其以上テアル。

二十四年ヨリ三十年迄在職シタカ、其間ハ政党ハ盛ナル時テアツタカラ其操縦ニハ始終注意ヲ致シテ居ツタ。⁽²³⁹⁾先ツ類別スレハ播州全体ハ進歩党ハ多数テア

(234) 兵庫県神職会編『兵庫県神社誌 上巻』臨川書店（1984復刻）3頁。

(235) 同上39頁。

(236) 兵庫県神職会編『兵庫県神社誌 中巻』臨川書店（1984復刻）224頁。

(237) 兵庫県神職会編『兵庫県神社誌 下巻』臨川書店（1984復刻）867頁。

(238) 丹波国ではいずれも周布退任後であるが、八幡神社（明治33年4月）と櫛石窓神社（明治37年3月）が県社に昇格している（同上869頁、1081頁）。

(239) 明治25年2月の第2回総選挙において、「周布知事は、野間口兼一警務長を督励して、民党の壮士・運動員を多数拘束し、演説会も中止あるいは解散を命じて弾圧した。神戸市では、国会で島田三郎が指摘したように、投票の前夜、民党に投票するおそれのある有権者を軟禁して、二〇人を一度に棄権させるなど、

ル。淡路ノ国、丹波ノ国、摂津ノ国ハ自由党カ多数テアル。神戸ハ進歩党ハ多数テアル。郡ノ関係ニ於ケル有様ハ先ツ播州ヲ一団トシテ、淡路、丹波、摂津ヲ他ノ一団トシテ、丁度其レニ対峙スル勢デアル。県全体ニ関スルコトデアルト市ノ同意ヲ得タ方カ勝ヲ奏スルコトニナルカ、常ニ仕事ヲ致ス上ニ於イテハ是等ノ平均ヲ考ヘテ能ク権衡ヲ得ル様ニ致スコトカ必要テアツタ。前ニ述ヘタ水害ノ復旧工事ノ如キ、淡路ノ国ハ水害ハ少クシテ播州ハ水害ハ最も多カッタカラ、淡路ノ県会議員ハ大イニ水害費支出ノコトニ反対シテ、遂ニ敗北ノ結果不平ヲ起シテ各町村申合ハシテ町村長ノ辞職ヲ申出デ、役場ノ事務ヲ抛擲シテ一時機関ヲ杜絶スルノ手段迄モ取ツタ。併シ何等ノ功モ奏セスシテ、県庁ノ断乎タル所分ニ依ツテ暫クシテ自治機関ハ恢復シタノテアル。⁽²⁴¹⁾

淡路ト云フ国ハ動モスルト反抗ヲ致シテ県治ノ妨ケヲスル傾キカアツタガ、畢竟島国テ播州ノ大国ヨリ圧倒セラルルト云フコトカ念頭ニアルカ為メニ兎角主動者ニナツテ、丹波、摂津ノ議員ヲ誘導シテ播州議員ニ抗敵スルト云フ傾向カアツタ。

(41) 教育のこと

教育ノコトハ大イニ小学ヲ奨励スルノミナラス——初等教育ヲ奨励スルノミナラズ、進ンテ中学校ヲ増設シタ。赴任当時ニ中学校ハ嬢路^{〔姫〕}ニ一校〔兵庫県尋常中学校〕アルノミテアツタ。到底一二校ヲ以テ大県ノ多数ノ児童ニ高等教育ヲスルコトカ出来ナイト見タカラ、先ツ〔明治29年〕神戸ニ一校〔神戸尋常中学校〕ヲ起シ、〔明治30年〕淡路ニ一校〔洲本尋常中学校〕ヲ興シ、丹波ニ一校〔柏原尋常中学校〕ヲ興シ、播州立野^{〔龍〕}ニ一校〔龍野尋常中学校〕ヲ興シタノテアル。⁽²⁴²⁾其学校ノ式地ハ悉ク私自身ニ出張シ致シテ選定ヲ致シタカラ東南ニ向ツテ校室寄宿舎ヲ建ツルコ

激しい干渉が行われた」(兵庫県史編集委員会編・前掲注(215)329頁(酒井一執筆))。

(240) 「町村長、助役総辞職の決議」東京朝日新聞(1892年12月11日付)。

(241) 加古川市史編さん専門委員編・前掲注(220)76-80頁(小林和美執筆)。

(242) 兵庫県教育史編集委員会編・前掲注(217)260頁。

トカ出来タ。位置ハ皆適當テアツタ。神戸ノ中学ハ追々市中ガ繁華ニナツタモ
〔神戸市葺合村新生田川西岸〕
 ノタカラ私カ建ツタ所ノ式地ヲ売払ツテ近来少シク辺卑ノ所ニ改築ヲ致シタ様
(243) 〔○〕
 子テアル。之ハ適當ノ所置テアル」

（42）農事のこ

殖産ノコトハ(244)〔明治27年5月〕〔兵庫県〕農事試験場ヲ県テ起シタ。其位置ハ(明)赤石
〔郡王子村〕ニ選定ヲシタ。東京ノ農商務省ヨリ〔非職農事試験場技師〕小野孫太郎(三)ト
 云ヘル農学士ヲ招聘シテ之ニ〔第二代〕場長ヲ嘱託シタガ、尚ホ進ンテ各郡ニ農
 事試験場ヲ設ケシムル考デ其方針ヲ定メタ。私ノ非職ニナツタ当時迄ニハ廿五
 郡ノ内テ殆ト半数迄ニハ農事試験場ヲ設立セシメタ。其後モ追々増加シタ模様
 テアルカラ各郡ニ設ケタテアラウ。又試験場ヲ各郡ニ設ケルハ多過キルト云フ
(245)
 説モアル。

小野技師ハ誠ニ農事ニ経験深クシテ農民ニ接スルコト親切丁寧テアルカラ、
 非常ニ農業者カ帰服ヲシテ居ル。初メ二年ノ約束テ農商務省ノ藤田(四郎)次官
 ト申合セテ兵庫県ニ連レテ参ツタノテアルカ、農民ノ帰服スル所深イ所カラ
(246)
 追々引止メタ。又本人モ去ルニ忍ヒスシテ遂ニ今日マテ十数年ニナルカ、今尚
 ホ明石郡ニ試験場長ヲ致シテ居ル。

尚ホ(247)〔明治30年4月〕明石郡〔明石旧城内〕ニ〔兵庫県簡易〕農学校ヲ設ケテ農事試験

（243）校舎移転は昭和13年4月なので、明治39年4月に生徒定員が400名から600名に増加したことによる寄宿舎の閉鎖（明治40年3月）を指すものと推測する（神戸高校100年史編集委員会編『神戸高校百年史—学校編—』兵庫県立神戸高等学校創立百周年記念事業後援会、1997、77-78頁、137頁）。

（244）兵庫県史編集委員会編・前掲注（215）356頁（酒井一執筆）。

（245）郡試験場は明治「三十四、五年ごろから廃止に向かい、とくに日露戦争の影響で郡費節減が叫ばれると、姿を消すものがふえた」（同上357頁）。

（246）藤田が次官であったのは明治31年5月から7月までと明治31年11月から明治34年6月までである。小野が農事試験場技師を非職となり兵庫県への出向を命ぜられた明治27年3月時点の次官は金子堅太郎であった。

（247）兵庫県教育史編集委員会編・前掲注（217）269頁。

場ト連絡ヲ取ツテ農業ノ学問ヲ致サセルコトニ致シタ。

是等中学実業学校等ハ今益々盛ナ様子デアル。

(43) 神戸築港のこと

〔明治30年1月〕英照皇太后御崩御ニナツテ、京都ニ於イテ御葬儀ヲ営マレタ。此時ハ大礼服ヲ着用致シテ恐ル恐ル夜中徒歩ニテ京都ノ御所ヨリ泉涌寺ニ奉送ヲ致シタ。樺山〔資紀〕内務大臣モ其時京都ニ参ラレテ、帰リニ神戸ニ立寄ラレタカラ神戸ノ港等ヲ案内致シタ。

神戸ノ築港ト云フコトニ付イテハ是亦赴任当時ヨリ考ヲ起シテ、吉本〔亀三郎〕ト云フ県庁ノ技師ニ命シテ特ニ潮流ノ調査、風位ノ方向等ヲ毎年調査セシメタ。是ヨリ以前ニ外国人内務省雇某ノ設計デ神戸港和田ノ岬ヨリ小野浜ニ向ツテ海上一文字ニ防波堤ヲ築クト云フ設計テアツタカ、之ハまだ不充分ナモノト見タカラ更ニ設計ヲスル積リデ調査ヲ致シタノテアル。其大体ノ設計ハ未タ終ナカッタケレトモ、其大体ノ設計ノ如何ニ拘ラス税関ノ波止場ハ幾分か拡張致スコトニ致シタガ、私ノ在職中ニ舟入場カ出来上カツタ所モアル。築港ノコトハ斯ク宿題テアツテ今尚ホ其問題カ継続シテ居ル。成ルヘク早く完全ナ港ニ致シタイモノテアル。

(44) 湊川附替のこと

神戸市ノ事業トシテ湊川ノ附替ヘト云フコトト兵庫ノ運河開鑿ト云フコトノ二ツノ問題ヲ定メタ。湊川ノ附替ハ平清盛時代ニ和田ノ岬ヨリ外ニ流レテ居ツタ。川ヲ神戸ノ港内ニ流入レル様ニ附替ヘタモノテアルト云フコトテアル。此川カ神戸ノ港ヲ歳ヲ遂フテ浅ク致ス、ノミナラス、兵庫ト神戸ノ間ニ一大防壁ヲ為シテ町ヲ画スル不便ヲ為シ人心自ラ阻画スル傾ガアツタ、故ニ之ヲ前日ノ如ク神戸和田ノ岬ヨリ須摩村ノ方ニ寄ツタ所ノ浜ニ流入ル様ニシテ、湊川ノ防波堤ヲ取崩シテ兵庫ノ人家ヲ連続セシムル目的デアツタ。之ハ内海知事ノ時代ニ石田某其他目論ダ人モアツタ、ケレトモ其レハ遂行シナカツタ。只一時ノ話位デアツタ。

其処テ〔明治27年1月〕⁽²⁴⁸⁾兵庫ノ有志者ヲ段々勧誘ヲ致シテ此事ヲ發起致サセタ。
 当時大坂ノ藤田伝三郎、土井光華杯モ港附替ヘノ目論見ヲ県庁ニ申出タ。大阪
 ノ發起人ト兵庫ノ發起人ト合同セシムル為メニ容易ナラサル心配ヲ致シタ。両
 都会ノ金満家ノ幾人ヲ合同セシムルコトニ致シ、そうシテ湊川附替会社ヲ組織
 シテ其レニ明石郡長ノ藤井一郎ト云フモノヲ郡長ヲ止メサセテ社長トシ、県庁
 ノ技師ノ吉本〔亀三郎〕ト云フモノヲ会社ノ顧問トシテ湊川附替ヘノ設計ヲ定メ
 シメタ。其湊川ノ工費ハ何ヨリ償フカト云フニ、川ヲ附替タル跡ヲ無代価テ会
 社ニ下附シテ其価ヲ以テ工費ヲ償フト云フ方法テアル。川式ヲ下附スト云ツテ
 モ一旦川ノ修繕ヲ負担シテ居ツタ所ハ神戸市ニ下附シナケレハナラヌカラ、神
 戸市ガ更ニ之ヲ無代テ会社ニ交附スルヤ否ヤ甚タ懸念テアルカラ予メ神戸市会
 ニ諮問ヲ致シテ、政府ヨリ川式下附ノ場合ニハ無代テ会社ニ交附スルト云フ内
 約ヲ堅メタノテアル。私カ在職中湊川附替工事ヲ起シテ中ニハ数年継続事業ト
 シタモノモアル。漸ク数年ノ後——一昨年完成ヲ致シタ。^{〔明治34年8月〕(249)}今デハ湊川ノ旧
 川式ハ追々土砂ヲならシテ市街ニ変更スル。又新湊川ハ和田ノ岬ヨリ外ノ海ニ
 流入ル様ニナツタ。

湊川ト云フモノハ楠公打死ノ所デアツテ深く歴史ニ関係アル所テアルカラ、
 湊川ノ上ノ方ニ最モ樹木ノ茂ツテ居ル所ガアル。其旧態ヲ存シテ置イテ公園ト
 致シタ。是ニハ往々ハ湊川神社ヲ只今ノ所ヨリ移転ヲ致シテ大樹木ノ間ニ建築
 シタラ至極適當デアラウト思フ。移転等ノ費用ハ今ノ湊川ノ境内ヲ売レハ数百万
 万円ノ金ニナルト思フ。

(45) 神戸運河のこと

会社ノ藤井一郎ハ大イニ尽力ヲ致シタ。功カ成ルト退ケラルルノ諺ノ如
 ク、成功ノ暁ニ会社ノ部内カラ異論カ起ツテ社長ヲ退キ、其後任ニ秋山恕
 郷^{〔卿〕}ト云ヘル人カ兵庫県ノ書記官ヲ罷メテ社長ニナツタ。又其頃^{〔元山口県知事〕}兵庫ニ^{〔明治26年11月〕}

(248) 新修神戸市史編集委員会編『新修 神戸市史 歴史編Ⅳ 近代・現代』神戸市
 (1994) 297頁（原田敬一執筆）。

(249) 同上299頁（原田敬一執筆）。

〔兵庫運河株式会社〕

〔出願された〕⁽²⁵⁰⁾

運河会社ト云フモノカ起ツタ。之ハどういふ目的テアルカト云ヘハ、和田ノ岬ヨリ神戸港ニ這入ルニ南風ノ時ニハ外ヨリ這入ラレナイ。其レヲ外ヨリ昼夜ニ拘ラス神戸兵庫ニ舟ヲ入ルル手段ヲ取ツタノテアル。之カ為メニ瀬戸内ヨリ上方ニ登ホル船舶ガ南風ノ為メニ和田岬ノ海ヨリ後ニ引返スコトカ無クシテ直クニ神戸ノ港ニ這入ルコトカ出来テ非常ニ經濟上ノ徳ニモナリ、且ツ日数ヲ省クコトカ出来ル。此事ヲ企ツテ東京カラ竹井守正ト云フ人ガ来テ、安田善三郎ヨリ資本ヲ出サセ、田川伝八ト云フ技師ヲ使ツテ運河ノ計画ヲ致シ、遂ニ運河会社カ成立ツタ。其後竹井モ止シ、田川伝八モ去ツタ。大坂ノ或ル大株主カ其事業ヲ引継イデ幾多ノ困難ヲ経テ数年ノ後〔明治32年12月〕⁽²⁵¹⁾ニ運河カ出来上カツタ。其運河ノ幅ハ最初ニ五十間位テアツタカ、後三四十間ニ縮小シカラ少シ幅カ狭イ様ニ感スル、ガ、多数ノ船舶カ今日ハ充滿ヲ致シテ居ルニ依ツテ兩側ノ田面ハ悉ク市街ニ化シテ今日ハ非常ノ値ヲ以テ来タ。

大キイ事業ヲ起スニハ起ス人ハ非常ニ骨ヲ折ルガ、出来上ツタ暁ニハ初メニ骨ヲ折ラナカッタ人カ大イナル利益ヲ占メル様テアル。運河会社モ非常ナ勞苦艱難ヲシタ時ニ土地ヲ安く売ツタ為メニ、会社内ニ葛藤ヲ生シ随分会社ノ損失ヲ致シタト云フコトデアル。併シ株主中ニハ非常ナル利益ヲ得タモノモアルノテアル。

私ノ計画ノ効カ兵庫県下ニ涉ツタ。其レハ僅カノ経費テ非常ナル公益ヲ為シタト思フ。則チ水害ノ復旧工事ノ成績、県庁ノ新築、中学校ノ新築、農学校、農事試験場ノ開設等テアル、共ニ私ノ兵庫在職中ノ紀念物ト思ツテ居ツテ心密カニ悦ンテ居ル。決シテ人ノ褒賞ナリ記憶ナリヲ乞フ訳デ無イ。

関西地方ノ田舎ノ豪家カ貴顕ノ人ヲ招待スルコト、又ハ宿ヲスルコト等ヲ至ツテ好ム習慣カアル。兵庫県各郡巡回ノ時ハ何時モ其地方ノ豪家ニ宿泊ヲシテ地方ノ事情ヲ聞取ルコトノ便宜ヲ得タ。偶ニハ寺院又ハ宿屋等ニ止マルコトモアツタケレトモ、多クハ豪家ノ内ヘ止マラナイト却ツテ不満足ヲ買ウノテ、同

(250) 同上294頁（原田敬一執筆）。

(251) 同上296頁（原田敬一執筆）。

地方ニ数軒アレハ一度ハ甲ノ内ニ止マリ、其次ハ他ノ内ニ止マル。又ハ一回シカ巡回シナイ様ナ所ハ昼ハ一方ノ所ニ休ミ、一方ハ夜泊ルト云フ工合ヲアツタ。関東地方ハ之ニ反シテ豪家カ貴顕ヲ止メルコトヲ余リ好マナイ。地方ニ依ルト宮様ノ御宿ノ相談モ甚タ迷惑カツテ断ハル所ノ習慣カアル。関西地方ハ人文早ク開ケテ人トノ交際ヲスルコトヲ好ム習慣カアル。兵庫県ノ豪家ヲ指ヲ数フレハ播州^(伊保)イテ⁽²⁵²⁾村ニ伊藤長次郎、印南村ニ大西^(甚一平)某⁽²⁵³⁾、赤穂ニ芝原^(柴)⁽²⁵⁴⁾〔政太郎〕、坂越、高川^(定次郎)⁽²⁵⁵⁾、奥^(藤)堂⁽²⁵⁶⁾〔研蔵〕、摂津ニハ小西⁽²⁵⁷⁾〔新右衛門〕、辰馬⁽²⁵⁸⁾〔吉左衛門〕、但馬ニ八鹿、西村⁽²⁵⁹⁾〔莊兵衛〕、其他枚挙ニ遑アラサル程豪家カアツタノテアル。

兵庫県地方ハ元来能ク有福ナル土地デアツテ、到ル所土地カ豊饒テ米穀カ上等デアツテ人民ガ全般ニ富ンテ居ル。尤モ播州地方ト但馬地方トハ比較的南海岸ノ方ハ余程富ンテ居ルコトハ申ス迄モナイコトテアル。

初メ兵庫県ニ赴任ヲスル当時ハ二三年地方ノ事情ヲ知り居ツタナラハ東京ニ帰ル積リテアツタケレトモ屢々其機会ヲ失シ、又県ノ種々ナル事業ノ為メニ思^(明治29年9月)ハス数年間ヲ費シタ。噫 三 十 年 ニ世ニ所謂蛮勇内閣ト唱フル〔第二次松方〕内閣カ出来タ時ニ内務大臣樺山〔資紀〕陸軍大臣高島〔軻之助〕等ノ主張ト見ヘテ、政党社派ノ歛心ヲ買フ為メニ人ノ耳目ヲ新タニスル名称ノ下トニ多数ノ地方官ニ非職ヲ命シテ種々ナル分子ノ遽知事ヲ擢ヘタノテアル。当時其非職ノ恩命ニ⁽³⁰⁾接シタ筆頭ハ私デアツタ。之カ廿九年四月ノ七日デアツタト考ヘル。

デ、直チニ事務ノ引継ヲ整ヒテ長崎県ヨリ後任者トナツタ大森〔鐘一〕知事ヲ待ツタケレトモ赴任ガ少々遅レタ為メニ、一旦書記官ニ引継ヒテ置ヒテ吉野ノ^(嵐)桜、荒山ノ花等ヲ見物シテ久振デ官海外ノ空氣ニ浴シタノデアル。間モナク大

(252) 田住豊四郎編『現代兵庫県人物史』県友社（1911）377-386頁。

(253) 同上403-404頁。

(254) 赤穂市史編さん専門委員編・前掲注（222）177頁（鈴木正幸執筆）。

(255) 田住編・前掲注（252）492-493頁。

(256) 同上405-408頁。

(257) 同上639-641頁。

(258) 同上645-647頁。

(259) 同上608頁。

森知事カ赴任セラレタカラ一旦神戸ニ行ツテ事業ノ重モナル事柄、例ヒハ県庁ノ新築ノ如キ其他数ケ条ノ問題ヲ能ク話ヲ致シテ置イテ足海ノ別荘ニ隠遁ヲ致シタ。

デ、兵庫県ニハ詰リ二十四年六月ヨリ三十年ノ四月マテ在職ヲ致シタ。兵庫県ニ在職シタ知事デハ私ハ一番長カッタノテアル。其前森岡〔昌純〕ト云ヘル知事カ居ツタケレトモ、之ハ始メ飾摩^{〔磨〕}県丈ケノ知事テアツテ、兵庫県トナツテカラノ在職〔(明治9年9月～明治18年4月)〕ハ私ヨリ短カッタ。飾摩^{〔磨〕}県ノ知事ヲ合スレバ長カッタカモ知レヌ。

現今兵庫県庁ノ正堂ニハ維新以来ノ知事ノ肖像ヲ掲ケテアル。第一ハ伊藤^{〔侯〕}ヲ始トシテ、現任ノ服部知事ニ至ル伊藤、〔久我通城、中島錫胤〕、陸奥、〔税所篤、中山信彬、〕神田〔孝平〕、森岡、内海、林、周布、大森、服部等デアル。

神苑会ナルモノハ明治十九年〔6月〕⁽²⁶⁰⁾ニ伊勢ノ国山田ニ起ツタ。其目的ハ兩神宮ノ周圍ヲ取括ケテ清潔ニ致シ神徳ヲ仰キ奉ツテ神都ノ尊嚴ヲ益々發揚スル敬神ノ精神カラ出タノデアル。伊勢ノ土地ノ有志者ハ發起シテ宮内省ノ当時ノ高等官ノ人々が賛成シテ、遂ニハ在郷ノ貴顕モ皆段々賛成セラルルコトニナツテ〔明治22年2月〕⁽²⁶¹⁾有栖川〔宮〕熾仁殿下ヲ総裁ト仰キ奉ツタ。一時ハ宮内省ノ御下賜金モアツテ有志者ノ寄附モ沢山アツテ、随分設計モ出来タノテアル。

其設計ハ内宮ノ前ノ不潔ナル茶店ヲ買上ケテ売払ヒ、宇治橋ヨリ神宮ノ大鳥居ニ至ルマテノ間一万数千坪ノ民有地ヲ買入レ之ヲ奇麗ナル公園ト致シテ〔明治27年〕⁽²⁶²⁾神宮支庁ニ献納致シタ。又外宮ノ前通り民屋ヲ民有地ト共ニ買入レテ一万数千坪ノ公園地ヲ買入レ、其レヲ〔明治37年3月〕⁽²⁶³⁾神宮支庁ニ献納シタ。外宮ノ前通りハ至ツテ奇麗ニナツタ。

〔明治20年2月〕⁽²⁶⁴⁾二見浦ニ窟^{〔寶〕}日館ヲ設ケテ神宮ノ御物及ヒ貴重ナル古器物ヲ衆人

(260) 藤井清司編『神苑会史料 全』神苑会清算人事務所(1911)965頁。

(261) 同上965頁。

(262) 同上983頁。

(263) 同上639頁。

(264) 同上51頁。

ニ展覧サセ或ハ貴顕ノ人ノ参拝セラレタ時、此^{〔賓〕}宵日館ニ於イテ神苑会カ待遇ヲ致シタト云フ様ナ訳デアツタケレトモ、廿五六年ニ至ツテハ寄附金モ無クナリ仕事モ急速ニ出来ナカッタ。〔元オーストリア特命全權公使〕渡辺洪基ト云フ神苑会ノ理事カ大坂神戸地方ニ出張致シテ会員ヲ募集セラレタ時ニ兵庫県庁ニ来テ私ニ其事ヲ依頼セラレタノテ、予テ伊勢神宮ニ対シ官民ノ所為ハ不充分デアルト云フ感ジヲ以テ居ルカラ至極結構ノコトト神苑会ノ事業ヲ始メテ賛成ヲ致シタ。総裁宮熾仁親王殿下ハ当時舞子ニ御別荘ヲ御持ニナツテ御滞在遊シテアツタガ、大坂神戸ノ名望家ヲ御招ニナツテ神苑会ノ拡張御急キニナツタ。御菓子ヲ賜ヘ御門前ノ酒井屋ト云ヘル料理屋ニ於イテ昼飯ヲ賜ツタ。

其日ハ私ハ考フル所カアツテ、大坂ノ豪商丈ケニシテ神戸ノ人達ハ先ツ後日ニ見合セテ貰ツタ。私一人罷出テ詳シク御話ヲ承ハツタ。殿下ノ伊勢神宮ニ御尽シ遊サルル御精神ニ感激致シテ、神苑会ノ会員ヲ兵庫県ニアツテハ御覚召ニ協ウ様ニ募集致シマスルカ目下ハ赤十字ノ会員ヲ専ラ募集シツツアリマスカラ先ツ其会員ヲ結了シテ其後ニ神苑会ノ会員募集ニ着手致シマスカラ暫ラク御猶予ヲ願ヒマスルト加ふ申上ケタ。廿七八年戦争前ヨリ戦争中ニ掛ケテ赤十字社ノ会員ヲ募集シ全国ニ冠タル丈ケニ募リ居ツタニ依ツテ、廿八年ヨリ九年ニ掛ケテ神苑会ノ会員ヲ大イニ勧誘ヲ致シタ。不幸ニシテ廿八年ノ一月十五日ニ殿下ハ舞子ノ新築ナル御別荘ニ於イテ薨去遊ハサレタ。御存生中ニ御約束申上ケタコトテアルカラ尚更心ニ懸ケテ各郡市長其他有志ノ人々ニ私ノ誠意ヲ述ヘテ尽力セシメタル所、立所ニ一万数千円ノ寄附金ヲ得タ。武庫郡ノ如キ百円以上ノ寄附者ノミニテ数千円ヲ得タノテアル。之ハ特ニ土地カ醸造ノ為メニ富裕テアルカラテモアルガ、郡長阿部光忠ノ尽力ガ大イニ効ガアツタ。

人名簿ヲ調製致シテ私ノ誠意ヲ認メテ総裁ノ宮熾仁親王殿下〔熾仁親王の弟〕ニ奉ツタ。殿下ハ誠ニ御悦ニナツテ御満足ニ覚召サレ、会頭其他ノ役員モ非常ニ喜ンタ。是ヨリ神苑会カー時微々トシテ振ハナカツタノガ、再び継続致シテ実行モ出来ル様ナコトニナツタ。云ハバ神苑会再興ノ端緒ヲ開ヒタ様ナモノデアル」。

神苑会ニ於イテ私カ兵庫県ヲ止メタコトヲ聞イテ、丁度神苑会ノ事業ヲ遂行

スルニ適當ノ人ヲ要スルコトデアルカラ神苑会ノ為メニ閑散テアル間ニ尽シテ
 貰ヒタイト云フ相談ガアツテ、有栖川宮殿下ノ御懇篤ナル令旨ヲ伝ヘラレタカ
 ラ前ニ述ヘタ行掛リモアルニ依ツテ其囑託ヲ承諾ヲ致シテ〔明治30年10月〕⁽²⁶⁵⁾ 会ノ
 副会頭トナツタ。会頭ハ〔帝室会計審査局長〕男爵花房義質デアツタ。伊勢ノ山田
 ニ到ツテ山田最初ノ役員、太田五三郎、宇仁田 某^{〔小〕}^{〔宗馨〕}等トモ能ク從來ノコトヲ
 聞キ後來ノコトヲ相談シテ、倉田山ト云ヘル丘陵ノ実地調査ヲ為シテ、倉田山
 ノ一部分ヲ〔「明治三十三年乃至四十三年ニ於テ」〕⁽²⁶⁶⁾ 神苑会ニ買入レテ神苑会ノ目的ノ一
 ナル徴古館ナルモノヲ設立スル計画ヲ立テタ。⁽²⁶⁷⁾ 〔30〕 廿九年ノ夏頃ヨリ秋ニ掛ケテ中
 国九州地方ニ会員募集ノ為メニ出立ヲ致シテ、山陽道ヲ順次九州ニ渡ツテ、鹿
 児島、熊本、大分、福岡等ノ県庁ヲ訪問致シ、必要ナル場所ニ於イテハ有志者
 ヲ集メテ神苑会ノ趣旨ノ説明ヲ致シタ、^{〔。〕} 為メニ続々入会者カ増加シテ参ツテ、
 神苑会ノ趣旨ヲ大分僻遠ノ地ニ知ラシメル様ニナツタ」。

(46) 行政裁判所長官（明治30～31）

帰路山口ノ大島郡ニ行ツタ時ニ東京ノ知友ヨリ行政裁判所ノ長官ヲ推薦セラ
 ルルカ承諾ヲスルカト云フ照会デアツタ。〔明治30年11月〕当時行政裁判所ノ箕作
 〔麟祥〕ト云フ人が薨去シテ欠員トナツタノテアル。孰レ官海ニ終身ヲ寄セテ居
 ルモノテアルカラ、自分モ格別ノ望デ無カツタカ承諾ノ返事ヲ電報シタ。間モ
 ナク任命ノ電報カ到達ヲ致シタ。且ツ急ニ東京ニ上ホツテ然ルヘシト云フ注意
 モ受ケタニ依ツテ、忽々大島郡ヲ引上ケテ足海ノ別邸マテ帰ツタ。大抵此旅行
 ノ目的地ヲ巡回シ終ツタ頃デアツタ。足海ノ別邸ニ於イテ兩三日ヲ引越シノ準
 備等ノ為メニ費ヤシテ東京ニ出テ来タ。之カ三十年ノ十一月デアツタ。

東京ノ平河町六丁目ノ香取素彦ノ家ヲ借受ケテ、之ニ足海ノ別邸ヨリ家族
 ヲ引越シテ住居ヲシタ。家ハ至ツテ手續デアツテ頗ル困難ヲシタガ、当時日清
 戦争後デ経済社会ノ発展ヲ促シテ東京ニ来住スル者モ非常ニ多クナツタ為メニ

(265) 同上445頁。

(266) 同上985頁。

(267) 明治39年着手、明治42年竣功（同上985頁）。

貸家カ甚タ少ナカッタ。暫ク之ニ□□ヲシタ。

行政裁判所ハ紀尾井町ニアツテ、此行政裁判所ハ私カ内閣書記官長時代ニ始メテ設立ニナツタノテアツテ其裁判所ノ行政法ノ起草ニ付イテハ私モ与ツテ、此裁判所カ如何ナルモノデアルカト云フコトヲ始メヨリ能ク承知致シテ居ルノテアル。

斯ク東京ニ上京シテ裁判所ノ長官トナツテ裁判所ノ職務ヲ執ルコトニナツタ。其役所ハ至ツテ閑散ノ役所テアツテ、人民ヨリ諸官衙ニ対シテ行政ノ訴訟ヲ起スノニ裁判ヲ下タスノテアル。其数八年ニ二百件乃至三百件位テアツテ評定官ハ十一名一中ニハ兼任ノ人モアル。大抵隔日二十時頃ヨリ法廷ヲ開ヒテ昼マテニハ閉廷ヲスル。又午後一時頃ヨリ四時頃迄開クコトモアル。其仕事ハ何時モ訴訟ノ事実ヲ取調ヘテ之ヲ法令ニ照シテ是非ヲ判断スルノテアツテ同シ事ヲ幾個モ繰返スノデアル。誠ニ退屈ナル仕事デ行政官ノ如キ活動ヲシテ面味ノアル仕事テハナイ。誠ニ乾イタ趣味ノナイ仕事デアル。

〔明治31年6月〕

三十年ノ春〔第三次〕伊藤内閣カ破レテ進歩自由両党ノ両□内閣カ出来テ、大隈伯カ総理大臣トナツテ板垣〔退助〕伯ハ内務大臣トナラレタ。〔陸軍大臣と海軍大臣を除く〕其他ノ各省大臣モ悉ク両党ノ出身テアツテ、世ニ所謂下宿屋内閣ト唱ヘタノデアル。其レハ下宿ノ二階テ大臣ノ地位ニ就カレタカラト云フコトデアツタ。

行政裁判所ノ地位ヲ高ムル為メニ行政裁判所ノ長官ハ大審院長ト同様ニ親任官ノ待遇ヲ賜ハル様ニシタイト云フコトノ建白ヲ総理大臣ニ差出シタ。大隈内閣ノ容ルル所トナツテ三十一年ノ九月^{〔七〕}ニ行政裁判所長官ニ親任官ノ待遇ヲ賜ハル勅令〔「行政裁判所長官ノ待遇ニ関スル件」〕カ發布ニナツタ。又事務ハ簡易テアルケレトモ行政訴訟ヲ審判スル所テアルカラシテ、裁判所ノ地位ヲ高クスルヲ相当ト思ツタニ依ツテ、成ルヘク評定官ハ総ヘテ勅任官ト致シタイト云フ考ヲ起シタ。ケレドモ僅カニ高等官ニ成立テノ下等ノ評定官モアツタニ依ツテ急ニ総テヲ勅任官トスルコトカ出来ナカッタノテ、一二ヲ除クノ外ハ勅任官ノ地位ニ進メルコトヲ申立テテ其事モ行ハレタ^{〔八〕}、為メニ多数ノ勅任官ガ裁判所ニ一時ニ増シタコトデアツタ。尚ホ事務上ノコトデハ多年貴重ナル書類ヲ保存スル倉

庫力無カツタ為メニ五六千円ノ予算ヲ立テテ時ノ内閣ニ相談ヲシテ其容ルル所トナツテ、私カ退職後デハアツタガ堅牢ナル倉庫ガ出来上カツタ。今裁判所ノ書類ハ之ニ保存シテアル。

内閣ハ元勲内閣カ始メテ政党内閣ニナツタノテアツテ、尤モ政党ノ主領ハ維新ノ元勲テハアルケレトモ其支配スルモノハ政党テアルコトニナツタ為メニ甚タ不愉快ニ私共ハ感シタノデアル。専ラ貴族院ニ於イテ国事ニ尽スコトヲ考ヘタノデ三十一年ノ十一月ニ行政裁判所ハ辞表ヲ提出シテ罷メタノデアル。併シ僅カノ在任中ニ以前ノ在職者カ行ヒ得ナカツタ所ノ裁判所ノ地位ヲ高メムルト云フコトハ幸ニ実行ヲ致シテ、其上大審院長ト同シ俸給ヲ行政裁判所ノ長官ニ賜フコトヲ政府ニ建議シテ、私ノ退職後其通リ行ハレテ三十二年ヨリハ長官ノ俸給ハ四千円ヨリ五千円ニ昇ツタノデアル。⁽²⁶⁸⁾是等ハ皆後継者ノ仕合せトナリ、又行政裁判所ノ地位ヲ高メタノデアルカラ、後ノ人ハ余程深キ考ヲ以テ其地位ニ相当スル丈ケノ品格ヲ保チ職務ニ尽サナケレバナラスト思フ。

ガ、如何セン裁判官ハ終身官デアルヨリ人ノ交迭ト云フコトガ出来難イカラシテ、自然老朽陳腐ノ思想ニ流レテ新進ノ空気ヲ脳髓ニ注入スルコトガ出来ナイ、^[e]ダカラ甚タ其品格ニ不充分ヲ来タシタト見受ケル。後來〔行政〕裁判所^[ママ]法⁽²⁶⁹⁾ト云フモノハ孰レ改正ヲシテ大イニ刷新ヲ計ルト云フコトカ必要デアルト考ヘル。

三十年平河町ニ住居シテ居ルトキニ下ニ二番町三番地ニ元^[横]牧村正直ト云ヘル人ノ家ヲ二万円デ買入レタ。千五十坪余リアツテ今デハ数万円ノ価格ニナツテ居ル。^[横]牧村正直ハ前述ヘタ通り明治元年ニ始メテ私ト国ヲ出タ時ニ三ツ田^[三田尻]ヨリ京都迄同行シタ人デアル。京都デ^[横]牧村ニ分カレテ東京ニ登ツタ時ニハ送別ノ詩ヲ賦シテ、私ニ贈ツタ友情ノ厚イ詩ガアルガ、此頃古イ書画帖ヲ出シテ修復ヲサセタル或画帖中ニ^[横]牧村ノ詩ガ書イテアツタ。下ニ番町ノ家ハ明治十

(268) 「明治二十四年勅令第九十八号中改正ノ件」(明治32年勅令第136号)。

(269) 公平がこのように述べるのは、在職中に自身の長官就任を狙う山脇玄評定官らによって排斥運動を受け、それが辞任の一因となったからであろう(小野・前掲注(15)178頁)。

年西南戦争後ニ野津道貫、今ノ陸軍元帥⁽²⁷⁰⁾ノ新築ヲセラレタ。当時私モ伺候シテ新築中ノコトヲ見テ居ツタ。後ニ高島鞆之助氏カ住マツテ居ツテ、其後^{〔横〕}牧村正直^{〔横〕}カ購フタ。隣ノ三十四番地ニ近衛^{〔篤磨〕}公爵カ住居シテ居ラレタガ、之ヲ牧村カ購ツテ合併ヲシタ。

明治九年始メテ家族ヲ東京ニ纏メテ以来、始終番町部内ニ住居致シテ居ツタカラ幸ヒ新築ノ当時モ知ツテ居リ之ノ所有者モ親友ノ牧村テアルト云フ様ナ縁タカラ、金モ足りナカツタケレトモ半分モ借金ヲシテ番町ノ邸ヲ求メタ。其ヲ引継イテ今尚ホ自分ノ本宅ニシテ居ル。

明治三十一年ノ暮ノ〔第十三帝国〕議會ハ大隈内閣カ当ルヘキテアツタケレトモ、大隈内閣ハ種々ノ事情ノ為メニ僅カ三四ヶ月ニシテ議會開会前十一月瓦解ヲシテ再ヒ山縣内閣カ組織セラレタ。

三十一年〔12月開会〕ノ〔第十三〕帝国議會ニテハ初メテ官職ヲ帯ヒテ居ラナカツタ為メニ専ラ政府提出ノ重要ナル議案ニ付イテハ多クハ特別委員トナツテ取調ヲ致シタノテ、或ハ衆議院トノ交渉委員トナツタリ大イニ議員ノ立場トシテ勉強ヲ致シ⁽²⁷¹⁾タ。政府ノ議案ハ大抵兩院ヲ通過シテ予算モ成立シ先ツ議會開設以來ノ無事ナル議會テアツタ。

三十二年久振リテ郷里ニ帰ツテ親族故旧ヲ尋子タリ墓參ヲ致シタリ誠ニ閑散ニ暮レタ。三十二年ノ議會モ亦無事ニ通過ヲ致シタ。三十一年ノ行政裁判所長官ヲ辞シタ後ニ〔12月24日〕錦鶏ノ間祇候ヲ仰附ケラレテ勅任官ノ待遇ヲ賜ハツタ。毎火曜日ニ祇候ハ參内ヲ致シテ天機ヲ伺ウコトノ慣例テアル。畏多クモ屢々御便殿ニ召サセラレテ一々御側近ク拝謁ヲ仰附ケラルル例テアル。

(47) 神奈川県知事拝命（明治33・6・16）

三十三年ニ北清事件カ稍々起ラントスル頃ノ二月ニ神奈川県知事ニナルコトノ内意ヲ時ノ〔山縣有朋〕総理大臣ヨリ話サレタ。少シク前任者〔浅田徳則〕ノ都合

(270) 野津が元帥になったのは明治39年1月のことである。

(271) この間に公平が取り組んだ問題の一つが、行政裁判所の権限拡張であった（小野・前掲注（15）165-167頁）。

ガアツテ一時見合せニナツタ。六月ニ至ツテ前任者ハ外務次官ニ転任ヲシテ私カ神奈川県知事ニ六月十六日ニ拝命ヲシタ。

曾テ兵庫県知事ニ拝命シタトキモ前任者〔林董〕ハ外務次官ニナツタカ、神奈川県知事ヲ拝命シタ時モ前任者ハ外務次官ニ転任シテ同一轍ニ出タノハ奇遇デアル。神奈川県知事ヲ快諾シタノハ書生ノ当時先以テ神戸テ英語ヲ始め次ニ横浜ニ来ツテ横浜テ一兩年学問ヲシタノテアルカラ、神戸横浜ト云フ土地ハ私ノ慣染ノ土地デアツテ、曩キニハ兵庫ノ知事トナリ今又神奈川県ノ知事トナルノハ壮年ノ時ノ因ニ依ルノデアル。

神奈川県ニ赴任ヲスルト同時ニ〔明治33年6月〕北清ノ事件カ起ツテ各国ノ兵カ北京ノ外国公使館ヲ保護スルト云フコトニナツテ我帝国ヨリモ艦隊ヲ送出サレタ。艦隊ヲ外国ニ送ルニ付イテハ地方官ノ仕事モ頗ル多忙デアツタ。外国人トノ交際上ニ付イテモ大イニ注意ヲ要スルコトカアツタンテハアルカ何年モナク〔明治34年9月〕無事ニ結了ヲ致シタ。其勤勞ニ対シテ軍事公債四百五十円頂戴ヲ致シタ。赤十字社ヨリモ銀時計ヲ一個交附ニナツタ。

(48) 三方策：①横浜市域の拡張②港湾改良③内外人クラブ

横浜ニ来ツテ土地ノ重立ツ者ヲ集メテ当初ニ演説ヲシタノハ横浜市ノ区域ノ擴張、港湾ノ改良、内外人ノ倶楽部設置、此三ツカ緊急必要ノモノデアルト考ヘタ。

横浜市ハ開港ノ初年ハ一小湊村デアツテ追々海面ト沼地ヲ埋立テテ人家ヲ建築シタモノデアル。明治元年ニ南太田村ノ陸軍幼年学校ニ這入ツテ居ツタ頃ハ太田村カラ今日ノ太田町弁天通ニ至ルマテ出ルニハ途中ノ道路カ頗ル悪ルイ。少シ雨ガ降ルト云フト泥濘高下駄ヲ没スル位デアツタ」。

其レテ元横浜市ノ区域ヲ定メタノハ至ツテ狭小デアアルカラシテ今日デハ軒檐相併シテ居ル所デアツテ、市ト雖モ認メラレル所モ其処ハ郡デアルト云フ所カアツテ、衛生上、警察上、将タ横浜市ノ經濟上どうシテモ現在利害ヲ共ニスル

(272) 横浜市編『横浜市史 第4巻下』(1968) 116頁 (大島美津子執筆)。

所ノ人家稠密ノ場所ハ市ニ編入シナケレバナラヌト考ヘ、又開港場ハ無論貿易ヲ以テ繁盛スル所テアツテ、貿易品ヲ輸入輸出スル為メニハ船舶ノ碇泊貨物ノ積卸シ乗客ノ昇降等出来得ル限り便利ナル方法ヲ附ケナケレバナラヌ。然ルニ横浜ハ、海ノ防波堤内ノ水門ガ多クハ廿四五フィト以下デアツテ三十フィト云フ所ハ誠ニ少シノ部分テアル。棧橋ハアルケレトモ僅カニ大艘ノ船舶ヲ附ケ得ルノミテアル。

三十二年ヨリ政府ニ於イテモ海面ヲ埋立テテ撃船岸ヲ築造スルコトノ計画テアツテ、二百七十万円ノ予算ヲ以テ仕事ヲ起シタケレトモ、其規模タルヤ尚ホ狭少テアルト云フコトヲ見出シタ。

港湾改良ト云フコトハ最モ横浜市ニ必要テアルト云フコトハ人皆申居ツタコトテモアルカラ、此改良ニ付イテハ市ノ重立タル者ハ熱心ニ尽力シナクテハナラヌト云フコトヲ申シタノテアル。

私ノ赴任前ニ調査委員ト云フ考ヲ前知事ノ時市ノ吏員ト重モナル者ノ間ニ設ケテ、前ノ知事カラ其事ヲ引継ヲ受ケタカラ私ノ意見ヲ発表シタノテアル。

〔横浜社交〕
内外人倶楽部ノコトハ、横浜市ノ貿易取引ト云フモノハ年来内外商業家ノ番頭ノ間ニ成立ツテ居ツテ主人ト主人ト交際スルト云フコトハ無カツタ。随ツテ貿易上ノ敏活ヲ欠キ無益ノ手数ト費用トカ掛カル訳デアル。殊三十年条約改正実施以来ハ、内外人ノ懇親ヲ結ンテ外人ヲシテ我帝国法律ノ下ニ安心ヲ致シテ住居サセナクテハナラヌノデアルカラ、国民ト外国人トノ間カ極親密ニナラヌト云フト、^オ自^{ウト}ラ日本ノ事情ヲ解スルニ疎クナル。随ツテ日本ノ真正ナル価値ヲ誤解スルコトカアルカラ、横浜港ノ如キハ第一ニ内外人ノ懇親ヲ結ハナケレハナラヌ所テアツテ之ハ私ノ云フ迄モナク明カナコトデアル。其レニモ拘ラス前ニ云フ通り外人ハ外人、内人ハ内人ト云フ訳テ至ツテ交際ハ疎隔シテ居ツタカラ其レテ三ツノ一ニ倶楽部ノコトヲ発言シタノテアル。

尚ホ一ツハ倶楽部ノ利益ハ横浜ノ重モナル人々ノ間ハ多年離隔シテ市政上ヨリ多クハ意見ヲ異ニシ為メニ横浜港ノ発達ヲ妨クルコトカ多々アツタ。
〔横浜社交〕^{モト}
内外人倶楽部ノ下テアツテ見レハ、内外人間、譬ヒバ相反目敵視スル所ノ人々デアツテモ此倶楽部ニ這入ラヌト云フコトハ出来ナイ訳テアリ、又這入り

易イ訳デアルカラ、其レテ倶楽部ヲ設立スレハ内地人ノ合同和協カ自然出来ル訳テアル。

赴任當時ニ是等ノ問題ヲ發言スルト云フノハ早計ナ様テアルケレトモ、横浜ノコトハ平素東京ニ住居シテ居ツテ能ク承知ヲ致シテ居リ、又神奈川県下ニハ屢旅行ヲ致シタコトテアルカラ風俗人情等ヲ委細承知シテ居ルノテアツテ平素思ツテ居ツタコトヲ直チニ就職當時ニ発表シタノテアル。

三ツノ事項ノ内て市ノ拡張ハ、三十三年ニ直チニ夫々手順ヲ尽シテ⁽²⁷³⁾ 決行ヲ致シタ。則チ神奈川方面、本牧、根岸南太田等ノ町村ヲ市ニ編入致シタ。面積ハ幾数倍トナリ人口ハ七万人計リヲ増加シタノテアルカラ郡市ノ間ノ調和ヲ計ラナケレハナラス。又郡市ノ負担ノ割合ヲ改定シナケレハナラストコトカラ種々ノ面倒モアツタカ無事ニ進行ヲ致シタ。横浜市会、神奈川町テハ県諮問案ノ一部分ノ意見ニ付イテ反対意見ヲ発表シタカ採用セスシテ見込通り決行ヲ致シタ、^[6]ガ、後ニ至ツテ故障モナク極適當ノ時機ニ適當ノ拡張ヲシタノテアルト云フコトカ実施後ニ証拠立ツルコトニナツタ。

倶楽部ノコトニ付イテハ屢重モナル者共ニ内諾ヲ致シタケレトモ、時機尚早シトノ説ガアツテ容易ニ進行シナカツタ。なぜナレハ何分多年重立モノノ間ノ感情ノ衝突カアツテ、容易ニ共ニ一堂ニ会シテ楽シム所ノ倶楽員トナルト云フコトヲ肯ジナカツタ。漸々ニ説諭モ致シ相談モ致シテ種々ナル方法ヲ尽シテ略ボ議ヲ纏メタ所テ、三十七年ノ十一月ノ天長節ニ知事官邸ノ午餐会ニ於イテ十ヶ条計リノ倶楽部ノ規約条項ヲ認メテ、午餐後招待致シタ所ノ各国ノ領事ニ之ヲ見セテ相談ヲシタ。各国領事ハ大イニ賛成ヲ致シテ直チニ發起人トナツテ呉レタ。なぜ各国ノ領事ヲ發起人トシタカト云フニ、民間ノ人士ヲ發起人トスルト互ニ嫉^ト心カアツテ容易ニ纏マラスカラ、其レテ外国諸官衙ノ長官ヲ以テ發起人ト致シ、之ニ依ツテ他ニ皆賛成者ト相成ルコトニ致シタ。

斯ク進行シテ来ツテ見ルト場所ヲ定メナクテハナラス。其場所ハ中央ノ土地

(273) 神奈川県民部県史編集室編『神奈川県史 別編3年表』神奈川県(1982) 336頁。

テ便利ノ所テナクテハナラヌノdealガ、横浜市ハ誠ニ土地ノ詰ツタ所dealカラ〔横浜〕公園内ニ商品陳列所ト云フ所カアル。此場所ハ商品陳列ハ失敗シテ、只倶楽部ト云フコトニシテ商館番頭等ノ倶楽部ニ充テテ居ツタ。此倶楽部ハ陳列所ノ二階ニアツタノダ。段々相談ノ上買取ツテ、内務省ニ土地無代借用ノコトヲ請願致シテ公遠地内七百有余坪ヲ無代テ借りテ元ノ商品陳列所ヲ改築スル議ヲ出シテ見タガ、木村利^{〔右衛門〕}エ門ガ反対ヲ致シ、賛成者モ一人デモ反対ガアレハ踟躕スル場合テアツテ、遺憾ナカラ修繕ニ止メルト云フコトニシテ六千円ノ金ヲ掛ケテ一通リ修繕ヲ致シ、県庁ノ秩父〔忠鉦〕技師カ設計ヲ致シ三十八年ノ四月ニ漸ク食堂ヲ開ヒテ開館ノ式ヲ挙ケタ。定款ニ依ツテ私カ倶楽部ノ会長ニ選ハレテ、三十名ノ幹事ヲ置イテ此幹事中ニ各国領事ノ重モナル者ト諸官衙ノ長官ト市内ノ元老連中等種々ノ分子ノ者ヲ幹事ニ選定ヲシテ倶楽部デ慶会合ヲ致シテ快樂ヲスルコトニナツテ居ル。

此倶楽部設立ハ直接ニハ内外人間ノ交際ヲ親密ニシテ智識ノ交換ヲスルノdealガ、間接ニハ横浜市ノ平和ト公益事業ニ付イテ大イナル有益ノモノdealアル。政府ニ於イテ無代テ貴重ナル地面ヲ倶楽部ニ貸渡サレタト云フモノハ、其辺ノ主意ヲ了解セラレテ特別ノ詮議トナツタノdealアル。

港湾改良ノコトモ仲々市内ノ人々ハ奮発ヲシナカツタ。或ハ浚渫船位ハ市費ヲ以テ買入レルトカ、又ハ十五万円位ハ市費カラ出シテ倉庫ノ建築費ニ充ツルトカ色々話モアツタケレトモ一向煮^{ニエ}切レナカツタ、ケレトモ廿二年以来二百七十五万円ノ予算丈ケハアツタモノダカラ大蔵省税関工事部埋築ノ事業モ進行シタカ、之モ三十七年度限りデ其予算モ尽キルコトニナツタカラ愈々事業ヲ遂行スルニ付イテハ何トカ手段ヲシナケレハナラヌト云フコトニナツタカラ特ニ前ノ市原〔盛宏〕市長ハ大イニ尽力致シ、商業会議所ノ小野〔光景〕会頭、栗栖〔杜兵衛〕副会頭ガ心配致^{〔274〕}シテ、遂ニ大蔵省ト種々交渉ノ末、六ケ年継続事業トシテ三分一、二百七十万円ヲ市ヨリ支出シテ六百万円計リ大蔵省カラ支出スルコ

〔274〕「歴代会頭・副会頭」横浜商工会議所創立百周年記念事業企画特別委員会百年史編纂分科会編『横浜商工会議所百年史』横浜商工会議所（1981）957頁。

トニナツテ、官民合同ノ資本ヲ以テ港湾ノ改良ヲスルコトニ定メタ。遂此頃調査委員ヲ設ケラレテ、先月第一回会議ヲ大蔵大臣ノ官舎ニ於イテ開設シテ今後ノ設計ヲ確定致シタ。六ヶ年ノ後ニハ繫船岸ガ出来上カツテ、十三艘ノ五千噸^{デカツチ}ヨリ一万噸位ノ船カ直 附 ニナル様ニナル。

一万噸位ナ船ガ繫船スル計リテハ目下船ノ形カ頗ル大キナル形勢デアルカラ不充分デアルニ依ツテ、一万五千噸乃至二万噸位ノ船カ掛カル様ニシタラ良カラウト發議シタガ、他ノ委員ノ述フル所ハ一万五千噸二万噸ノ船ハ他日ノコトニシテ一番多ク出入スル所ノ船舶ノ繫船ニ止メルト云フ方カ多数デアツタ。随ツテ、後來ミ子ソダ ダコタト云フ様ナ二万噸以上ノ船カ陸岸ニ掛カルコトニスルニハ別段ノ方法ヲ立テナケレハナラス。

先ツ右ノ通りノ次第テ、赴任当時ニ發議シタ所ノ市区拡張、倶楽部設置、港湾改良ノ三ツハ、或ハ其功ヲ竣へ、或ハ前途ノ目的カ立ツコトニナツテ、心中満足致シテ居ル。

(49) 負担割合のこと（県会・郡市）

神奈川県ハ年来難県ノ聞ガアツテ、県会ノ議員間ノ折合、郡議員ト市議員トノ軋轢、県庁ト県会トノ間モ余リ面白クナカツタ。赴任前年ノ県会ハ郡市負担ノ割合問題ヨリシテ大イニ議論カアツテ、遂ニ市ノ議員ハ郡ノ多数議員ニ圧セラルルコトヲ厭ツテ所謂足リ⁽²⁷⁵⁾シテ必要ノ議事ニ出席ヲシナカツタ為メニ議事結了ニ至ラナカツタ。其未了ノ件ニ付イテハ原案ヲ決行サレタノテアル。此

(275) 「十一月開会の通常県会は、期間中監獄費国庫支弁案が衆院委員会で通過するという状況の下で、再び紛議が起こり、新たな妥協が本格的に追及される。十二月六日、参事会は、(一) 警察費を巡査配置数基準、(二) 衛生病院費を賦金収入で連帯支弁、(三) 勸業・教育・監獄費を戸数基準とする案を決定した。これは、もはや一年のみに決した監獄費（明治三十四年より国庫支弁）を「平等負担」＝戸数基準とし、他方、(二) 項により毎年市部が三万二千円の持ち出しになるという内容であり、本会議二次会でも郡部のみの賛成で可決された。市部議員は再び欠席戦術をとった。その後、条件として国庫負担問題が絡みつ、前年に続き妥協の道が探られる。市側は最終的に、連帯支弁たる一号国道

ノ如キ軋轢カアリ県治上甚タ面白カラヌカラ、赴任ノ歳ニ郡市ノ重モナル議員ヲ集メテ争論ノ原因タル所ノ負担割合ヲ能ク調査ヲ致シテ確定ヲ致シタ。⁽²⁷⁶⁾ 其内^[12月]確定致シテ置イタ所ノ原案ヲ其翌年ノ県会ノ議ニ附シテ郡市一致シテ結了ヲ致シタ為メニ、其後郡市ノ間柄誠ニ円滑トナツテ平穩無事ニ参ル様ニナツタ。⁽²⁷⁷⁾ 其レハ誠ニ県下ノ為メニ誠ニ幸福ナコトデアル。此負担割合ニ付イテ骨ヲ折ツタノハ、県会議長ノ市部選出議員朝田又七、郡部選出議員岡部芳太郎等カ最モ尽力ヲ致シタ。之ニ付イテハ前ノ李家〔隆介〕書記官ハ容易ナラサル骨ヲ折ツタコトデアル。

〔立憲改進黨〕
廿七八年頃迄ハ自由党、進歩党ノ軋轢カ甚タ劇シカツタモノデアツテ、殊ニ自由党ハ県内一般ニ跋虎シタモノデアル。^[明治26年まで] 三多摩郡カ神奈川県管轄デアツタ頃ハ、最モ党人種々ノ難問ヲ持懸ケタラシカツタガ、三多摩郡カ内海〔忠勝〕知事ノ時代ニ東京府ノ管轄ニナツタ為メニ幾多ノ厄介ナル人物ガ神奈川県ヨリ除ケラレタ。⁽²⁷⁸⁾ 之カ為メニ大イナル財源ヲ減少シ、随ツテ今日テハ神奈川県ノ経済力ハ甚タ不充分デアル。

の市地籍分を単独負担とする代わりに賦金を連帯収入から引きあげるという条件を出し、郡部は、これに応じようとする柔軟派と、一年限りの監獄費「平等負担」すら拒否する強硬派に分裂、十二月二十四日審議未了、原案執行となる」（金澤史男「日本府県財政における「三部経済制」の形成・確立（2）—神奈川県の場合を中心に—」神奈川県史研究（44）、1981、19頁）。

(276) 「一九〇〇（明治三十三）年六月十六日新たに知事に就任した周布公平は、こうした事態を踏まえ、この年の通常県会が始まると、恒久的協定を締結すべく、市部郡部より有力者を召集、負担割問題に関する協議を組織した」（同上19頁）。

(277) 「この内容は、おおむね「三大川治水費及県道費は市部の主張を他は郡部の主張を容れ」たものと評される如く、最大の焦点となった治水費は、結局連帯支弁にはならなかったのである。この「三十三年郡市負担割協定」は一九〇一・三告示三八号「県会市部郡部会ノ議決ヲ経ヘキ事件市部郡部ノ分担及収入ノ区分改正ノ件」として公布された」（同上19頁）。

(278) 「東京府及神奈川県境域変更ニ関スル法律」（明治26年法律第12号）。

(50) 学校建設

教育上ノコトニ付イテハ中学ノ増設ガ前知事ノ時ニ決定シテ居ツタ。小田原中学、厚木中学デアル。其敷地ノ選定ヲシ中学ヲ建築スル等ノコトニ取掛カツタ。自ラ実地ヲ調査シテ今日ノ所ニ定メタノテアル。厚木ノ中学ハ最初海老名村カ候補地デアツタカラ、仲々海老名地方カ反対ヲ致シテ、時ノ〔第四次伊藤内閣〕文部大臣松田〔正久〕氏ハ自由党出身デアルカラシテ、種々ナ反対ヲ党派間カラ持込シタケレトモ、断乎トシテ決心シ、厚木ノ地位カ良イト云フコトヲ申立テテ文部大臣ノ許可ヲ得タノテアル。海老名村ノ土地ハ河川ニ接シテ居ル低地デアツテ水害ノ憂モアルシ風致モナイ所デアル。現在ノ厚木ノ中学校ハ高燥ナル土地デアツテ、一面ニハ酒匂川ガ見ヘルシ、一面ニハ大山モ見ヘルカラ、誠ニ壮快ナル場所デアルカラ生徒ノ精神涵養上ニ大イニ宜シキ場所デアル。

小田原中学ハ旧城デアルケレトモ、空気ノ流通、眺望等モアツテ先ツ良キ所テアル。

中学ハ尚ホ三浦郡ニ於イテモ設立シタイト云フコトヲ屢有志者カラ申出テルケレトモ、県ノ経済ニ於イテ三中学ヲ相当ト認メテ居ル。ガ、横須賀町ハ海陸陸軍人ノ子弟モ沢山之アリ教育モ比較的進歩シテ居ル所デアルカラ、頻リニ有志者ノ請願モアルニ依ツテ、今日ノ所止ヲ得ス私立トシテ許ルスト云フコトノ方針ヲ採ツタ、^{〔6〕}ガ、私立ト云ツテモ到底ハ県ノ経済ヲ計リ数年ノ後ニハ県立トスル考ヲ以テ、先以テ幾分か補助金ヲ与フルコトノ必要ガアル。

高等小学校ニ実業教育ヲ注入スルコトニ付イテハ初メヨリ方針ヲ定メテ郡市長ニ訓令ヲ下タシ、又視学官、学務委員ヲシテ誘導セシメタガ、大イニ其功ヲ奏シ来ツタ。之ハ教育ガ実業ニ遠サカル方ニ走ツテ參ツテ小学卒業ノ後生徒ノ方向ヲ誤マル形勢デアルカラ、国家経済上又子弟ノ身ヲ全フスル上ニ付イテ実業教育ト云フコトハ最モ必要テアル。此実業教育ハ小学校時代カラ精神ニ注入シナクテハ自然生徒ノ思想カ高遠ニ走セル様ニナルカラ此ノ如キ方針ヲ採ツタノテアル。其後〔第一次桂内閣〕菊池〔大麓〕文部大臣ガ始メテ実業教育ノコトニ注意セラレ大イニ之ヲ奨励スルコトニナツタ。其大臣ノ方針ト私カ前ニ採ツテ居ツタ所ノ方針ト符合シタノテアルカラ、誠ニ自分カラ云ヘバおかしいケレトモ

先見ノ明ガアツタと思フ。今日尚ホ実業補習学校ヲ続々ト各郡ニ開設セシメツツアル。

徒弟学校、農業学校等モ起シタイケレトモ何分県ノ経済カ許サヌカラ如何トモスルコトカ出来ナイ。中郡金目村ニ以前カラ郡立中学校カアツタ。其レヲ〔明治35年4月〕⁽²⁷⁹⁾〔中郡立農業学校〕郡立ノ農業学校ニ改メサセテ聊カ茲ニ農学ノ生徒ヲ養成致シテ居ル。徒弟学校ノ如キハ横浜ニ市立ト致シテ設立致シタイト思フケレトモ市ノ経済上其實行ニ至ラナイ。又横須賀ノ如キモ郡立トシテ設立シタイケレトモ是亦^{〔。〕}経済上許サヌノdeal、ガ、横須賀ニハ海軍ノ職工ノ為メニ夜学校ヲ開ヒテ大イニ職工ヲ養成致シテ居ル。職工ハ夜学ノ為メニ大イニ仕合セヲ為シテ居ル。之ハ土地ノ公吏、及ヒ有志者ノ計画宜シキヲ得タノdeal。横浜ニモ大谷嘉兵衛^{〔衛〕}氏等カ發起シテ充分徒弟ヲ集メテ絵画、木工其他二三ノ教授ヲ致ス所モアルガ誠ニ微々タルモノdeal。

将来ハ工業ノ発達ヲ必要トスルニ依ツテ工業ニ関スル初等ノ學術ヲ教ユルコトノ途ヲ追々開クコトカ必要ト考ヘル。

農業ノ方ニ付イテハ農事試験場ヲ県テ設立シ、又各郡ニ設立致シテ居ルカ、米穀ノ改良、園芸ノ発達、家禽ノ増畜、殖林等種ノコトヲ勧誘シテ居ルカ、之ハ目ニ見ヘテ急ニどうト云フコトモナイケレドモ一ニ間接ニ陰然其功ヲ奏シテ居ルコトと思フ。

（51）国府津地方津波のこと

三十五年ノ何月何日夕刻、国府津ヨリ濱田^{〔9月28日〕}⁽²⁸⁰⁾〔恒之助〕〔警察部長〕警部長家内ノ身内ノモノガ急イテ警部長宅ニ帰ツテ来テ、只今国府津ニ海嘯カアツテ民家ノ壊倒人畜ノ致傷等ハ分ラナイトノ報告ヲ得タ。

濱田ノ家内ノ国府津ニ滞在シテ其処ニ居ル人ハ遽カニ小田原ノ警察署ニ電話テ告ケタ其報知ハ一番先キテアツタ。遽カニ救護ノ為メニ警察官、衛生官吏等

（279）神奈川県民部県史編集室編・前掲注（273）341頁。

（280）同上341頁。

派遣ノ用意等シテ、数十名ノ巡查ヲ速カニ国府津地方ニ向ツテ派出セシメタ。尚ホ万一ノ死傷ヲ慮ツテ亦赤十字社ノ救護班ヲ遅レテ派出セシメタ。夜通シ国府津ニ行ツテ国府津ヨリ小田原ニ行ク途中ノ酒匂ハ通行カ出来ナイ為メニ松田ノ線路ヲ伝フテ行ツテ、松田カラ足柄下郡ニ這入ツテ小田原ニ行キ尚ホ進ンテ海岸通り静岡県トノ界ノ吉浜マテ行ツタ。人ノ派遣ガ早カッタカラ大イニ総テノ手続モ能ク附イテ災後ノ善後策モ良ク出来タ。

翌早朝ヨリ自分モ巡視トシテ出張致シテ親シク災害各地ノ巡回ヲシテ見タ所、海嘯ハ国府津ノ手前ノ前浜ヨリ始マツテ足柄下郡海岸全部吉浜ニ至ツテ終ツテ居ツテ、熱海ハ殆ト海嘯ハナカッタ。

午後四時頃ニ非常ナル大キナ波ガ沖カラ打ツテ来テ瞬間ニ海岸ニ打上ケタコトカ二三回アツタラシイ。国府津のはづれニ〔枢密顧問官〕大鳥圭介男ノ別荘カアツカ、此別荘カ倒壊ヲシタ為メニ大鳥氏ハ漸ク屋根ヲ破ツテ逃出シタガ従者ガ一人即死シタ。其向フニ料理屋カアツタ。其料理店カ押流サレテ六人ノ死傷カアツタ。

八幡村ニ参ルト非常ナル惨状ヲ極メテ海岸ノ松ノ木ノ根ニ死体カ横ハツテ尚ホ砂ノ中カラ掘出スノモアル。村ノ寺ノ和尚ガ能ク働イタノデアツタガ、其寺ノ墓地二十数名ノ溺死者カ横ハツテ居リ実々ニ其惨状見ルニ忍ヒナイコトデアツタ。

小田原手前ノ海岸ニモ多少死傷カアリ、小田原デハ野村〔靖〕子爵ノ別荘ガ大半流失シ、伊藤^{〔侯〕}ノ昔ノ別荘カ或医者ノ病院ニナツテ居ツタガ其レモ倒壊スル。其他多ク海岸ノ家屋カ皆潰レタ。吉浜マテハ凡ソ此ノ如キ景況デアツテ死人ハ^{〔6 7〕}二百六十人デアツタ。^{〔281〕}怪俄人ハ其レニ相当スル。相当スルト云ツテモ怪俄人ヨリ寧ロ死人ガ多カッタ、ト云フモノハ水ニ溺レテ仕舞ウカ助カルカト云フ訳デアルカラ、助カッタモノハ怪俄ノ無イ方カ多イ、^{〔6〕}ケレトモ中ニハ随分酷^{ヨミカヘ}ク長ク砂ノ中ニ埋ツタカラ砂ヲ吞込^{〔6〕}ンテ窒息シテ 蘇^{〔6〕}ツタ小供モアツタ。其

(281) 足柄下郡教育会編「足柄下郡史」足柄上郡教育会＝足柄下郡教育会編『足柄上郡シ足柄下郡史』（1975）271頁。

母親ハ廿四五位ノ百姓デアツタガ目カラ脳ヲ酷ク打ツテ怪俄ヲシテ危篤デアツテ、芦子村ト云フ所ノ寺ニ入レテアツタカ誠ニ危篤デアツタ。色々慰問品ヲ遣ツタリシタ。どうかト思ツタカ後チニ幸ヒニ助カツタ。

其翌日ハ赤十字ノ篤志看護婦人会ノ会長役員ハ慰問品ヲ沢山持ツテ各地ヲ巡回シタ。

其レニ畏クモ宮内省ヨリ水難民救助トシテ二千五百円御下賜金カアツタ。世上ノ有志者ノ寄附モ沢山ニアツテ小田原町ノミニ対スル分丈ケテモ四万円位ニ上ホツタ。善後ノ所分ハ案外良ク附イテ今日テハ少シモ当時ノ景況ヲ見ルコトハ出来ナイ。壊倒シタ家ハ悉ク新築ニナリ、荒ラサレタ田面ハ掘返シ、堤防ハ改築スルト云フコトデアツテ、只国府津外レノ大鳥圭介ノ別荘ハ大イナル松樹^{モト}ノ下ニアツタ為メニ今ハ松樹計リ残ツテ荒蕪地ニナツテ居ル。

国府津あたりノ水勢ハ町外レノ田面ノ向ニ越シテ数町隔タツタ所ノ鉄道線路ノ土堤デ止マツテ居ツタ。幸ヒニ酒匂ノ橋ハ当夜ハ陥落ヲシタト人皆思ツテ居ツタケレトモ、之ハ水ニ溺レテ通行カ止マツタ丈ケデアツテ翌日通行カ出来ル様ニナツタ。併シ途中ノ車馬通行ハ村民ヲ督励シテ早ク片附ケサシタ^{〔○〕}、ケレドモ尚ホ二日間ヲ要シタ。土木官吏ト同地警察官トハ共ニ非常ノ働キヲナシタ。

本県ハ三大川ト唱ヒテ多摩川、酒匂川、相模川ヲ並称致シテ居ルケレトモ孰レモ大川ト云フ程テハナイ。他ノ河川地方、静岡県ノ大江川、天龍川ノ如キ、或ハ^{〔富〕}山県ノ神通川ノ如キ、木曽川ナリ淀川ナリ最上川ナリニ較ブレハ実ニ小河川テアルカラ水害トテモ至ツテ少ナイ。加フルニ年々堤防ノ修繕ハ注意ヲ能ク致スノデ、今日マテ私カ奉職シテカラ此三十五年ノ海嘯ヲ除クノ外ハ非常ナル水害ト云フコトハナイ。素ヨリ年々多少ノ非常水害ハ免レヌコトデ、非常水害ノ為メニハ臨時県会ヲ開ヒテ復旧工費ヲ議決サセルコトニ見込^{〔○〕}ンテアル、ナレトモ大水害ト云フコトハナイカラ水路ノ方ニ付イテハ大イニ地方官ノ心配ハ少ナイノテアル。

（52）漁業・殖林・菓樹・家禽

転シテ漁業ノコトニ付イテハ三崎、小田原ノ両町ハ最モ発達ヲ致シテ居ル^{〔○〕}、

ナレトモ海岸近傍ノ漁業テアツテ遠洋ノ漁業ヲ致サナイ、^{〔6〕}漁民ハ各地増加ヲ致シ漁具ハ追々改良ヲシテ多数ノ魚類ヲ取り得ル様ニナツタ為メニ、沿岸漁業ノミテハ到底従来ノ如ク漁民ハ生計ヲ営ムコトハ出来ナイカラシテ、頻リニ遠洋漁業ヲ奨励致シ改良船ノ補助、遠洋漁業ノ補助等ヲシテ居ルノテアル。仲々生活^{タヤス}ハ容易イ為メト慾心ノ少ナイ為メトデ人民ノ奮発心ハ欠乏シテ居ル様ニ思フ。漁業ノ発達カまだ思フ様ニナラナイカラ後來大イニ進メナケレハナラス。

殖林ノコトハ各郡近年大イニ意ヲ用ヒ来ツタ、為メニ到ル所^{ハゲ}禿山カ少ナイ。松苗等ヲ栽附ケテ年々成長ヲスルノハ目ニ見ヘル。加之県庁テハ町村ノ殖林事業ニ付イテハ一反歩ニ付イテ幾千ト云フ補助金ヲ与ヘル。今年ヨリ県ノ基本財産ヲ作ル為メニ小田原在ノ久能山ニ二百町歩ノ目的テ二十一ヶ年ノ見込ヲ以テ殖林ヲ始メタ。勿論之ハ単ニ端緒ヲ開ヒタ丈ケテ県會議員カ能ク其必要ナルコトヲ了解スルニ至レハ、数百町、数千町歩ノ殖林ヲ致スコトニナル。成ルベク大規模ニ殖林ヲ致シタイト思ツテ居ル。

菓樹ハ県内国府津ヨリ小田原乃至海岸ニハ蜜柑カ沢山ニナツタ。此辺ハ国府津蜜柑ト唱ヒテ小サク酢^{タネ}ユク種ノ大キイ蜜柑デアツタカ、近來之ヲ廢シテ温州蜜柑ヲ作ルコトニナツテ結構ナル物産カ出来タ。小田原在ノ蜜柑屋ヲ開イタ岡田⁽²⁸²⁾〔寅吉〕ト云フ男ハ年々三千円位ノ収入カアルト云フコトテアル。

川崎在ノ梨ハ昔カラ有名ナモノテ土地ノ産物デアツタ。近年其種類ヲ改良シ亜米利加ノ長梨モ出来、殊ニ^(水蜜桃)スイミツト^ノ結構ナノカ出来ル。本県ノ菓物トシテノ産物ハ蜜柑、梨、桃ノ三ツテアル。

野菜類ハ西洋種ヲ横浜近村ニ栽附ケテアスパラカマ キャベーイ ホツテートス其他種々ノ西洋野菜カ出来ル。

家禽家畜ハ養鶏、養豚ノ奨励ヲ致シテ中郡ノ国府村ニ非常ナ大イナル豚ヲ昨年見タコトカアル。種々農家テ追々豚ヲ繁殖スル景況ガアル。養鶏モ追々殖ル様テアルケレトモどうモ思フ様ニ盛ニナラナイ。一番見易イコトデアツテ人

(282) 富樫常治『神奈川県園芸発達史』養賢堂(1944)77頁。

民カ養鶏ヲ致サナイト云フノハどういふコトカ了解シ兼子ル。年々日本ニ支那カラ這入ツテ来ル鶏卵ノ値カ百万円以上支払ウ。其鶏卵ハ多クハ古クテ味モ悪ルカ本邦ノ鶏卵ニ劣ルコトカ数等テアル。

兵庫県下淡路ノ国ニ於イテハ旧藩領カラ養鶏ヲ各戸ニ奨メタモノト見ヘテ農民悉ク数羽^{〔。〕}ノ鶏ヲ飼フテ居ツテ、大坂ノ鶏卵ノ需用ハ殆ト淡路カラ供給ヲスル位テアル、為メニ淡路ノ農家ノ婦女ノ小使錢ハ鶏卵ノ代償ヲ以テ其レニ充ツルト云フ良習慣テアル。どうか本県ニ於イテモあー云フ如キ習慣ヲ作ツテ農産ノ播殖ノ一助トシタイト思フテ居ル。

（53）観光開発・御用邸のこと

本県ハ漫遊客ノ為メニ落ツル所ノ金額ハ計ルベカラサルモノデアル。箱根ノ湖水、宮ノ下ヲ始メ十数ヶ所ノ温泉カアル。

内外ノ浴客ハ非常ナルモノデアツテ、外国人ノ日本ニ来ルモノハ悉ク一度ハ宮ノ下^{〔富〕}富士屋ほてるに來ルト云フ有様ニナツテ、之ハ天然ノ地形風土ノ人ヲ招クノデアルケレトモほてるノ主人山口仙之助ト云ヘルハ嘗テ亜米利加ニ数ヶ年漫遊ヲシテほてるノやり方ヲ充分研究致シタ結果、^{〔283〕}自分ニ於イテ種々ノ工風ヲシテ客ノ待遇ヲ良クスルコトカラ、家屋ノ構造カラ何事ニ依ラス客ノ喜ブ様ニ致シテ追々ニ其評判カ人カラ人ト伝ハツテ、数年此方外国人カ日本ニ来ルヨリ前カラ日本ニ行ツタナラ日光見物ト宮ノ下ノ温泉ニ行ツテ見タイト云フヲ予定シテ旅立スル様ニナツテ來タ。箱根ノ湖水ハ実ニ絶景テハアルガ、ほてるガ日本宿屋ト設備カ不十分ナル為メニまだ望ムベキ丈ケノ多数ノ客ガナイ。誠に貧村テアルモノタカラ土地ノ者ハ如何トモスルコトカ出来ナイト思フ。

之ヲ盛ニスル為メニ第一ニ箱根駅前ヨリ数年前^{〔284〕}（明治37年5月）ニ道路ヲ開ヒテ人力車ガ通行スル様ニナツタ。箱根ノ絶頂ニ人力車ニ乗ツテ登ツテ市中ヲ歩ル

（283）山口堅吉編『富士屋ホテル八十年史』（1958）1頁。

（284）神奈川県県民部県史編集室編・前掲注（273）345頁。

イタノハ官民トモ私カ第一番デアツテ、土人モ非常ニ驚ヒテ知事ノ人力車通行ヲ歓迎シタコトモアツタ^{〔6〕}、其レハ其筈箱根ハ馬カ駕籠テ歩ルイテモ困難ノ関所デアツタ。文明ノ今日人力車ヲ通スルコトニナツタノハ土人ノ驚クモ尤モデアル。

相州海岸全体八年々歳々海水浴避暑ノ為メニ浴客カ増加スルノミナラス、東京ノ華族、豪農、豪商近來苟モ多少ノ融通カきく所ノ人ハ競フテ別荘ヲ新築スルト云フ有様テ、廿四年私カ赴任シテ今日迄六年間ニ非常ナル家屋ノ増加ト人口ノ増殖ヲ見ルノデアル。之ハ何処迄行クカ停止スルコトヲ知ラス。

第一ニ皇室ニ於イテハ箱根ノ離宮ハ十五六年頃ニ出来タ。其少シ前^{〔箱根(塔ヶ島)離宮〕⁽²⁸⁵⁾〔明治19年7月〕}
^{〔明治22年6月〕}ニ熱海ニ離宮カ出来タ。其後海岸カ流行シ出シテ^{〔明治32年〕}鎌倉^{〔鎌倉御用邸〕⁽²⁸⁶⁾〔熱海御用邸〕}ニ離宮カ出来、^{〔明治28年8月〕}宮ノ下ニ^{〔宮ノ下御用邸〕⁽²⁸⁸⁾}離宮カ出来、^{〔明治27年1月〕}葉山^{〔葉山御用邸〕⁽²⁸⁹⁾}ニ離宮カ出来、^{〔明治33年11月〕}小田原ニ^{〔小田原御用邸〕⁽²⁹⁰⁾}離宮カ出来テ、皇孫殿下各内親王殿下ガ年々御避暑又ハ御避寒ニ御出遊ハシ、葉山ノ御用邸ハ皇太子殿下ノ御用邸テ御幼少ノ頃年々御避寒ニ入ラセラレテ御^{カラダ}軀モ誠ニ御丈夫ニナリ遊ハサレ、近年ハ皇后陛下葉山ニ御出テ遊ハスコト数回デアツテ、昨^{〔明治38年〕}年春ハ数ヶ月間御滞在遊ハシ御養生遊ハシタ。^{〔291〕}葉山ハ皇后陛下ノ御意ニ召シテ居ルト云フコトデアル。追々離宮ヲ建造ニナルデハナイカト密カニ思フテ居ル。

又孰レ天皇陛下モ少シハ御避暑御避寒等モ遊ハサルコトヲ臣下ノモノカラ是非共御勸メ申サナクテハナラナイ時機ガアルデアラウ。今日迄モ時々臣下ト

(285) 澤村修治『天皇のリポート—御用邸をめぐる近代史—』図書新聞(2014) 77頁。

(286) 同上118頁。

(287) 同上114頁。

(288) 同上121頁。

(289) 同上99頁。

(290) 同上125頁。

(291) 明治37年1月16日、「葉山御用邸に行啓」、4月4日、「葉山より還啓」、明治38年6月20日、「葉山御用邸に行啓」、10月21日、「葉山より還啓」(「年譜」明治神宮監修『昭憲皇太后実録 別巻』吉川弘文館、2014、258頁、262頁、282頁、288頁)。

シテ陛下ノ御勉強ニテ何時モ宮城ヲ御離レ遊ハサスシテ内外ノコトニ付キ国家ノコトノミニ御心ヲ悩サルルハ誠ニ有リ難イコトテアルガ、時ニハ御保養ヲ御勸メ申サナクテハナラヌコトと思フ。

畢竟相州海岸ハ東京ニ接近ヲシテ居ルモノテアルカラスノ如ク仕合セノ土地柄テアル。人民ハ大イニ奮発ヲシテ其業ニ励ミ一家一国ノ経済ヲ計ラナケレハナラヌケレトモ、却ツテ従来ニ安ジテ少シク別荘ガ繁盛スレハ非常ナ物価ノ値ヲ貪リ、客ニ対スルコト不親切ナル状況ガ間々アツテ困マル。之レカラ大イニ改^{シヨウ}シナケレバナラス。

近年ノ大事件ハ無論日露ノ戦争デアルカ、之ニ付イテハ他ノ各府県同様、県庁ノ職員、全国ノ臣民、誰トナク彼ト云ハス一同ニ帝国臣民タルノ本分ヲ尽シ^{〔6〕}テ大イニ勉強ヲシタノテアル。之ハ近キコトデアルカラ或ハ話ス必要モナイ、ケレドモ行政官ノ仕事ヲ一口ニ云ヘハ予備、後備兵召集ノ事務、出征軍人ノ応援ノ為メニ物品ヲ贈与シ、慰問状ヲ送り、家族ヲ見舞ウ、遺族ヲ慰メル祭典ヲ行ウ、仏事ヲ営ム、軍人ノ送迎ヲ盛ニスル、機密ノ巧拙トシテハ露探ノ探偵取締リ、外国人ノ行動、外人ノ往来ヲ注意スルコト、国債ノ募集、其他勝ケテ数フベカラザル程行政官ノ為スヘキ職務、臣民ノ尽スヘキ義務ガアツタ。是等ノコトモ何事モナク無事ノ追行ヲ致シ来ツテ、平和克復ノ後ニハ関東ノ捕虜収容所ニアツタ所ノ即チ静岡、千葉、仙台、弘前等ニ居ツタ所ノ露国ノ捕虜一万七八千人ハ横浜ヨリ露国ノ義勇艦隊ノ船テ追々乗セテ送出シタノデアル。此時ハ樺太ヨリ帰国スル所ノ露国ノ官民モアリ又樺太ノ捕虜モアツタ。之ハ露国ノ捕虜受領委員^{〔捕虜受領委員〕〔ダニロフ〕}^{〔292〕}某 中将カ数名ノ士官ト共ニ全国ノ捕虜ヲ受取ツタガ、彼等ハ県庁向フノ露西亞^{ヒト}ノ領事館ガ明イテ居ツタカラ其建物ニ住居致シテ総テノ事務ヲ取扱ツタ。単リ取扱ツタノミテナク本県ノ取扱ニ満足ノ意ヲ表シテアツタ。

先ツ私カ小供等ニ話ヲスルコトハ今日ハ之ニ止メテ置イテ、追々又充足シテ公事私事共話ヲスルコトニ致シマセウ。

序ニ焼打事件ヲ話スルカ、ボーツマスノ講和談判ニ小村〔寿太郎〕全権大使カ

〔292〕吹浦忠正『捕虜たちの日露戦争』日本放送出版協会（2005）265頁。

参ラレテ〔明治38年⁽²⁹³⁾7月〕横浜カラ出立ニナツタカ、其当時ハ非常ナル歓送迎者デアツテすてーしょんヨリ波止場マテ立錫ノ地ナク国旗ヲ翻シ万歳ヲ唱へ大使ノ通行スルコトハ出来ヌ程デアツタ。ト云フモノハ人民ハ大イニ平和克復ト共ニ談判ノ結果ニ望ヲ属シテ、例ヒハ満洲樺太等ノ権利ヲ獲得シ土地ヲ分割シテ数十億円ノ賠償金ヲ取ルト云フ様ナコトニ考ヘテ居ツタカラ非常ニ喜ンテ大使ヲ送ツタ。所ガ、談判ノ結果ト意想外デアツテ、樺太ハ僅ニ〔北緯50度以南地域を〕半分取り遼東半島奉天長春あたりノ露兵ヲ持ツテ居ツタ所ノ権利ヲ譲受ケルト云フコトニ止マツテ、一文モ賠償金ヲ取ラヌト云フコトニナツタカラ、非常ニ人民ハ激昂シテ之レカ為メニ〔明治38年⁽²⁹⁴⁾10月〕大使カ横浜ニ着セラルル時ハ一人モ迎ヒニ出ルモノカ無カツタ。人民ハ兎ニ角公吏ハ出ルベキテアルケレトモ、是レスラ〔横浜〕市ノ〔市原〕市長位デ他ノ者ハ出ナカツタガ、其レヲ誘導スルモ得策テナイト思ツテ誘導シナカツタ、^{〔6〕}迎ニ出ル人カナイノミナラズ大使ノ身ニ若シ危険カアツテハ困マルト云フコトカラ警察上ノ心配ハ容易ナラヌコトデアツタ。マンチュリヤ号テ帰着ニナツタ時ニ船ニ行ツテ挨拶ヲシ、食堂ニ就イテ先ツ其無事帰着ヲ知事カ述べ食事ヲシ祝杯ヲ挙ケタ。其席上ニ列シタノハ県庁ノ人ト外務省ノ官吏等デアツテ誠ニ気ノ独ナ感シヲ起シタ。二艘ノ水雷艇ガ参ツテ条約ノ文書ヲ危険ヲ恐ルルカ為メニ本船ヨリ水雷艇ニ移シテ其水雷艇テ東京ニ持ツテ行ツタ。

横浜ニ於イテ此ノ如キ有様テアルカラ全国ニ於イテハ非常ナル激昂心ヲ起シ^{〔6〕}タ、為メニ日比谷公園ニ於イテハ反対演説ヲ起スト云フコトテ遂ニ〔明治38年9月〕日比谷ノ騒擾事件ト云フテ大イナル疑獄ヲ起シテ多数ノ人民カ裁判所ニ拘留セラレタ。^{〔295〕}

〔293〕「小村壽太郎侯略年譜」石井一郎『興亜の父 小村壽太郎』東和出版（1943）401頁。

〔294〕同上。

〔295〕「警視庁が日比谷公園における「大会」強行に始まり、警察署、派出所などに対する焼打、破壊に至る一連の行為をいずれも皆「凶徒嘯聚罪」をもつて処刑すべきものと認め、検挙した総数は、現行、非現行を通じて一千七百余名、そのうち、一千余名は警察で取調の上釈放、検事局に送付したものは七百余名、

当時横浜ニモ此ノ如キコトカ起ル景況カアツタニ依ツテ大イニ警察上注意ヲ致シタ。県庁ノ方針ハ警視庁ト方針ヲ異ニシテ成ルベク不偏不党ト云フコトヲ話シテ集会演説モ止メナカツタ。大抵ノコトハ治安ニ妨害ナキモノト認メテ許ルシテ居ツタ。数回^{〔講〕}講話条約反対ノ演説ヲ致シタケレトモ無事テアツタ。最早大抵演説会モ済ンテ今度ハ最後ノ大演説テアルト云フノテ自由党ノ名士〔衆議院議員〕^{〔磯〕}磯部四郎其他八九名ガ^{〔296〕}〔9月12日〕羽衣座^{〔296〕}デ演説スルコトニナリ、是亦充分ノ警戒ヲ加ヘテアツタ。初メ何事モナカツタ。東京ヨリ^{〔磯〕}磯部等カ来ナカツタ為メ八九名ノ内四名^{〔磯〕}式ケ演説ヲシ四名ノ演説者カ欠ケタニ依ツテ□□テ這入ツタモノデアルカラ聴衆ハ憤激ヲ致シ、会主ハ傍聴料ヲ取ツテ置キナカラ弁士ヲ半数ヨリ出サヌノハ如何テアルト云ツテ騒擾ヲ致シタ。そこで会主ハ色々弁解シテ鎮メル様ニ致シタケレトモ騒擾ヲ極メタカラ逃ケテ仕舞ツタ。丁度羽衣座^{ワキマ}ノ座主カ其処ニ出テ色々弁解ヲシテ居ツタガ其内ニ何モ事柄ノ順序ヲ弁^{コワ}ヘヌ者等カ芝居小屋ヲ打壊セト云タモノタカラやれやれツト云フテ暴レ出シタ。何分数百名ノコトデアルカラ何事モ知ラヌデ騒クト云フ訳デ数百ノわいわい連カ暴レ出シ、遂ニ芝居小屋ヲ毀ハシ今度ハ警察署ヲ襲フト云フコトニナリ伊勢佐木町警察署ヲ襲掛ツタ。是ハ警察官ハ都合善ク説諭ヲシテ追払ツタ。

そうシテ其内ノ者等ハ各交番所ニ火ヲ附ケテ廻ツタ。数十ヶ所ノ交番、則チ伊勢佐木町壽町ノ部内ノ交番ヲ焼イテ廻ツタ。^{〔297〕}其勢デ花園橋、港橋ヲ渡ツテ公園ニ向フ勢テアツタ。公園ニ向フト外国人居留地ニ参リ耶蘇教会堂ヲ打毀スコトニナル。又茲ニ至ツテハ主意モ何ニモ無イ。只毎々平常ノ不平ヲ減スノテア

検事が十一月十三日までの間に数十回にわたり起訴したものは三百八名であった。ちなみに予審で有罪と決定し、公判に付されたものは百十七名、公判で有罪の判決を受けたものは八十七名である」（雨宮昭一「日比谷焼打事件―「民衆の勢力」の登場と兇徒聚衆罪の適用―」我妻榮編集代表『日本政治裁判史録明治・後』第一法規、1969、391頁）。

〔296〕 神奈川県警察史編さん委員会編『神奈川県警察史 上巻』神奈川県警察本部（1970）623頁。

〔297〕 「松ヶ枝町派出所など九派出所を焼打ちし、住吉町と港湾の二派出所を破壊した」（同上624頁）。

ル。不平ト云フテモ其頃ノ^{〔講〕}嬌和問題ノ談判ヲ肯ンゼサル者ガ之ニ加ハツテ居ルト云フ訳デハナイ。平素自分ガ何事カシテ警察署ニ戒シメラレタ鬱憤ヲ洩ラサムトスルノテアル。そういふコトニナレバ如何ナル珍事ヲ起スカモ知レヌコト⁽²⁹⁸⁾デアル。幸ヒニ花園橋、港橋デ喰止メテ^{カワソト}川外ヨリ関内ノ方ニ入レナカツタ」。

私ハ内務省ノ地方官会議テ東京ニ出張シテ居ツタカ夜分始メテ〔井上孝哉〕^{〔第四部長警務長〕}警部長ノ電話ヲ受取ツタガ其時ハ十一時頃デアツタ。どうモ演説ハ九時頃ニ終ツタガ其^{アト}後デ騒擾ノ模様カアルト云フ電話デアル。私ハ充分ノ注意ヲ電話デ致シテ置イタガ、其注意ハ成ルヘク穏和ニ説諭ヲ加ヘ警察官ニハ堪忍ニ堪忍ヲサセナケレバナラスト云フノデアル。其意味ハ多少ノ侮辱ハ之ヲ忍フヘシト云ハヌ計リデアツタ。其夜一時頃ニ仲々騒擾ハ止マナイ。益々勢ガ盛ニナツテ警察官ニ四五十名ノ負傷者カ出来タト云フ報告ガアツタ。

そこで此俣ニ置ケナイ速カニ兵力ヲ加ヘテ鎮圧スルニ筈ハナシト考ヘテ、電話デ第一師団ニ二中隊ノ兵ヲ借リルコトヲ要求致シタ。⁽²⁹⁹⁾夜中突嗟ノコトデアツタガ第一師団ト往復数回シタ。尚ホ〔飯田俊助〕第一師団長カラハ〔佐久間左馬太〕^{〔衛戍〕}東京防禦総督ニ伺ツテ返事ヲ致スト云フコトデアツタ。事急ヲ要スル為メニ^{〔衛戍〕}防禦総督ニ直チニ私ヨリ電話デ照会シ、尚ホ進ンテ〔寺内正毅〕陸軍大臣ニ電話ヲ掛け、遂ニ一時間計リノ内ニ二中隊ト十六名ノ憲兵ガ出張スルコトニナツタ。一面〔大浦兼武〕通信大臣ニ電話ヲ掛け、此ノ如キ場合デ臨時汽車ヲ要スルノデア^{〔鉄道作業局長心得〕}ルカラ、私ハ電話デ通信大臣ニ要求シ、其レヨリ直チニ〔内藤彦介〕運輸部長ノ方ニ伝ヘラレテ、夜ノ四時頃ニすてーしょんニ出テ兵隊ノ着ヲ待つテ直チニ臨時汽車ニ乗ツテ東京ヲ発シテ横浜ニ帰ツテ来タ。其際第一師団長ヨリ兵ノ指

- (298) 「この騒擾事件によって（中略）群衆側は凶徒嘯聚罪で起訴された者九三名、予審で有罪となった者五六名、第一審では体刑十三名、罰金二五名、科刑一六名、管轄違い一名、無罪一名であったが、これらのものは荒物、木挽、呉服、米つき、紺屋、船乗り、雇人、博徒、人足などの小市民が大部分で首謀者というものはなかった」（同上625頁）。
- (299) 同上625頁は、「周布神奈川県知事は、はじめ横浜港に碇泊中の軍艦高尾から水兵を上陸させようとしたが、碇泊位置が遠くて間に合わなかった。そこで急遽第一師団に出兵を要請した」と記す。

揮ハ誰カスルカト問ハレタカラ此場合兵ノ指揮ハ知事カ致スト答ヘタ。然ラハ其レテ宜シイト云フコトデアツタ。

二中隊カ臨時汽車デ横浜ニ着キ、憲兵騎兵丈ケハ三十分程遅クシテ次ノ汽車テ横浜ニ来タ。着クヤ否ヤ連隊長ニ私ノ意見ヲ申シテ二通りニ分ケーツハ本町通りヨリ公園ニーツハ伊勢佐木町カラ壽町部内則チ騒擾ノ場所ヲ廻ハツテ公園ニ参ル、公園ニ参ツテ而シテ軍議ヲ凝スト云フコトニシタ。

其レデー中隊ヲ本町通一中隊ヲ騒擾部内カラ廻ハシテ公園ニ集マツタ時ハ丁度七時頃デアル。横浜ノすてーしょんニ着イタ時ハ夜カ明ケテ居ツタ人モちらちら歩ルク時テアツタガ公園ニ着シテ見ルト、最早騒擾ガ治ツテ居ツテ夜ノ明ケル前ニ皆悉ク散乱致シタト云フコトデアツタ。只所々ノ交番所ノ焼ケ跡ハ残ツテ警察部内ニ負傷ノ巡查ガ来テ居ルト云フ有様デアツタ」。

ケレドモ尚ホ充分ニ警戒ヲ加ヘヌケレバナラスト云フ危険カアルカラ、直チニ連隊長ト申合ハセテ各国領事館、教会堂其他要所要所ニ兵ヲ配置シテ横浜市内神奈川方面ニ至ル迄モ其配置区域内ニ入レテ九時頃迄ニ全ク兵ヲ配置シ終ツタノテアル」。

斯ク速カニ鎮圧ノ手段カ行届イタ為メニ其騒擾ハ一時限りニ治ツタ。今後カラ考ヘテ此ノ如クシナイデモ良カツタト云フケレトモそれハそれデナイ。ト云フモノハ、翌晩其丈ケノ兵ヲ配置シテ居ルニ拘ラス、戸部部内ノ耶蘇協会ヲ襲掛ケタモノガアツテ、数名ノモノカ之ヲ防ヒタケレトモ、どうシテモ治ラヌカラ警察官ガ之ヲ取押ヘ、伊勢佐木町警察署ニモ数百名ノ群衆ガ襲来致シタ。警官ノ手デ押切レヌカラ陸軍士官ガ大イニ声ヲ揚ケテ之ヲ制シテ、陛下ノ御親兵ニ向ツテ對抗ヲスルカ詰問シテ退ケタノデアル。

外国人ハ非常ニ喜シテ、中ニハ騒擾ヲ少シモ知ラナイ人ガ遽カニ兵カ自分ノ門前ニ居ツタニ驚イタト云フモノモアツタ。此ノ如ク兵ヲ配置シテ数日ヲ見テ居ツタカ、追々ニ漸次鎮圧シテ危儉ノ虞レモナイト見タカラ、又余リ長ク兵隊ヲ止メルベキデナイニ依ツテ、一週間目〔9月19日〕悉ク一時ニ引上ケテ東京ニ兵カ帰ツタ。

市会カラハ市ヲ代表シテ軍隊ニ感謝状ヲ送り、又県庁ニモ感謝ノ意ヲ表シタ。

当時ノ処分ニ付イテハ警察官ハ知事ノ命ヲ能ク遵奉致シテ忍耐致シ、警察官ノ方ハ側ニハ五六十名ノ怪俄人ガ出来、人民ノ方ハ一人モ怪俄人ガナイカラ、人民ハ騷擾シテ実ニ一言ノ申訳モナイ訳デアル。良民カラハ阻碍セラレ、極氣ノ毒ナコトデアル。⁽³⁰⁰⁾

東京ノ警視庁テハ焼打事件ノ為メニ非難ヲ蒙リ、遂ニハ後ニ〔明治38年9月〕〔安立⁽³⁰¹⁾網之〕警視総監ハ交迭シ、〔清浦奎吾〕内務大臣ノ辞表等ニナリ、今年ノ春ニ⁽³⁰²⁾至ツテハ東京焼打事件ノ河野広中等ハ免訴ニナツテ却ツテ〔松井茂〕警視庁ノ〔元第一〕部長⁽³⁰³⁾〔(現官房主事)〕ハ辞職スルコトニ立至ツタ。

神奈川県ノ方ハ之ニ反シテ警察官ハ人民カラ非常ノ感謝ヲ受ケテ、各警察署ニハ知事ヨリ特更ニ感状ヲ与ヘテ各署ニ掲ケテアル。焼打事件当時ノ大臣ハ清浦氏テアルガ、警察官中拔群ノ働ヲシタモノニハ賞与ヲ与ヘルト云フコトデアッタカラ、数名ノモノヲ上申致シテ置イタガ其話ハ時ト共ニ消ヘテ仕舞ツタ。

別ニ騷擾事件ノ顛末ニ付イテ当時ノ警務長ニ命シテ記録サセテ置イタモノモアル。要スルニ一時ノ騷擾デアツタケレトモ、行政官ノ処置宜シキヲ得タ為メニ速カニ鎮定ヲ致シテ後來ニ害悪ヲ流サナカッタノテ結構デアツタ。

日露戦争中赤十字社ノ事業ニ付イテハ神奈川県支部ハ三救護班ヲ出シタ。第一、第二救護班ハ予子テ養成致シテ居ツタガ、第三ノ救護班ハ遽カニ開業ラシテ看護婦ヲ試験ノ上ニ数ヶ月間規率ノ立ツタル教習ヲ致シタノテアル。三救護班トモ至ツテ評判カ良クテ凡ソニケ年間艱難辛苦ヲ嘗メテ其職務ヲ全フシタ。⁽³⁰⁴⁾

篤志看護婦人ハ東京ノ予備病院ニ炎暑ヲ厭ハス出張セラレテ親シク将校下士

(300) 「この騷擾事件によって警察側は三〇余名の負傷者を出した」(同上625頁)。

(301) 高橋雄豺『明治警察史研究 第2巻—明治三十八年の日比谷騷擾事件—』令文社(1961)304頁。

(302) 雨宮・前掲注(295)398頁。

(303) 高橋・前掲注(301)308頁。

(304) 明治37年2月、「日露戦争のため、本社に臨時救護部を設置し、支部から救護班二コ班を戦地へ派遣」して、12月、「支部戦時救護班一コ班を増派」した(「一〇〇年のあゆみ」編集委員会編『一〇〇年のあゆみ—日本赤十字社神奈川県支部—』日本赤十字社神奈川県支部、1989、192-193頁)。

卒ノ看病ヲセラレタ方モ数十名アツタ。⁽³⁰⁵⁾湯河原ノ転地病院、箱根ノ転地脚気患者等モ支部長ハ勿論、篤志看護婦人等モ屡慰問致サレタ。

赤十字社ノ事業ニ付イテハ別ニ命シテ能ク記録ヲ書カシテ置カウト思フテ居⁽³⁰⁶⁾ル。⁽³⁰⁷⁾（畢）

4. 周布公平年表

元号	年	月	出来事（括弧内の数字は満年齢）
嘉永	3	12	周布政之助の子として生まれる（0）。
安政	2	8	兄昌三郎が、繁澤右衛門の養子となる（4）。
文久	3	—	政之助の命により浅田から山口に移る（12）。
		5	政之助が隠居し（麻田公輔と改名し）、周布家を相続する。
元治	1	8	下関戦争に従軍する（13）。
		9	政之助が亡くなる。
		—	山口から浅田に戻る。
慶應	2	6	第二次幕長戦争に従軍する（15）。
	3	9	腸チフスに罹る（16）。
明治	1	9	政治学修業のために京都に上り、木戸孝允に面会する（17）。
		10	伊藤博文の斡旋により、ビゲロウの下で英語を学ぶ。
		11	箕作麟祥から英語を学ぶ。
	2	3	箕作麟祥にしたがい東京に移る（18）。
		5	大村益次郎の勧めにしたがい横浜語学所に入学する。
		—	山内容堂に面識を得る。

(305) 明治38年4月、「篤志看護婦人会横浜支会会員が陸軍予備病院（赤十字病院）において奉仕活動を行なう」（同上193頁）。

(306) 明治37年3月、「横浜港に戦傷病者休憩所を開設、支部から看護婦を派遣」、4月、「戦時救護応援のため、米国ドクトル・マッギー夫人、英国リチャードソン夫人一行が横浜港に到着、支部長が出迎える」（同上192-193頁）。

(307) これまで掲載したもののうち、以下の部分を訂正する。72巻4号126頁10行：「翌年甲子ノ歳」のルビ「文久4年」→「元治元年」、73巻1号186頁最終行：「□□□□」→「おつくう」。

元号	年	月	出来事（括弧内の数字は満年齢）
明治	3	6	兵学寮幼年学舎を退学する（19）。
		8	横浜でプランからフランス語を学ぶ。
		10	山口藩から政治学修業のためにフランス留学を命ぜられる。
	4	2	フランスに向けて横浜を出発する（20）。
		3	ワシントンで森有礼から勧められ、留学先をベルギーに変更する。
		4	ベルギーに到着する。
		—	アテネ・ロワイヤル・ドゥ・ブリュッセル（専門課程）に入学する。
	7	—	アテネ・ロワイヤル・ドゥ・ブリュッセルを卒業する。
		10	兄繁澤克明の看護のためにイギリスに移る（23）。
	9	1	帰国する（25）。
		5	山田顕義らの斡旋により、司法権少丞に任官する。
		—	『仏朗西遺物相続史』、『奥国治罪法』の翻訳を行う。
	10	1	廃官となる（26）。
		—	『西洋古今偉人伝』、『山林説附公債』の翻訳を行う。
		7	『白耳義国志』を上梓する。
	11	5	法制局御用掛に任ぜられて再出仕する（27）。
		8	太政官権少書記官に任ぜられる。
		10	岩崎衛生の娘である貞子と結婚する。
	12	5	宮内省御用掛を兼任する（28）。
		11	太政官少書記官に任ぜられる。
	13	9	会社並組合条例審査委員を命ぜられ、商法編纂に関与する（29）。
	14	4	公平らが作成した「会社条例」が、元老院で可決される（30）。
		7	太政官権大書記官に任ぜられる。
		10	参事院議官補に任ぜられる。
	15	3	商法編纂委員を命ぜられる（31）。
		—	兼道が生まれる。
	16	9	公平らが作成した「160条案」が上申される。
		4	地方巡察使関口隆吉に随行する（32）。
	17	5	会社条例編纂委員を命ぜられる（33）。
		6	制度取調局御用掛を兼任する。

元号	年	月	出来事（括弧内の数字は満年齢）
明治	18	3	破産法編纂委員を命ぜられる（34）。
		7	ベルギーで開催される万国商法会議に出席するために横浜を出発する。
		12	廃官となり、法制局参事官（法制部長）に任ぜられる。
	19	1	帰国する（35）。
		3	公平らが作成した「商社法」が完成する。
	20	8	公使館参事官に任ぜられる（36）。
		10	イタリアに向けて家族とともに横浜を出発する。
	21	7	千代子が生まれる（37）。
	22	2	山縣有朋らが来伊する（38）。
		7	母の看病のために帰国する。
		12	第一次山縣有朋内閣の内閣書記官長に任ぜられる。
	23	9	腸チフスに罹る（39）。
		10	貴族院議員を兼任する。
		12	帝国議会で旧商法の施行断行を主張する。
	24	5	第一次山県有朋内閣が総辞職するも、公平は留任する（40）。
		6	兵庫県知事に任ぜられる。
		7	北洋艦隊を率いて来日した丁汝昌と面談する。
	25	2	第2回総選挙において選挙干渉を行う（41）。
	26	4	母が亡くなる（42）。
		5	佐野常民日本赤十字社社長に、県内における社員の勧誘を約束する。
	27	12	赤十字社の有功章を授けられる（43）。
	30	4	非職となる（46）。
		10	神苑会の副会頭になる。
		12	行政裁判所長官に任ぜられる。
	31	7	親任官待遇（「行政裁判所長官ノ待遇ニ関スル件」）（47）。
		11	依願免本官。
		12	錦鶏間祇候に任ぜられる。
	33	6	神奈川県知事に任ぜられる（49）。
	38	9	講和に反対する暴動を鎮圧する（54）。
	39	—	「周布公平ノ記」の内容を語る。

元号	年	月	出来事（括弧内の数字は満年齢）
明治	41	5	男爵を授けられる（57）。
	45	1	枢密顧問官に任ぜられる（61）。
大正	2	7	依願免本官（62）。
		8	家督を兼道に譲り、隠居する。
	8	10	「周布政之助氏事蹟」の内容を語る。
	10	2	流行性感冒により亡くなる（70）。